

習志野市教育委員会第10回定例会

日時:令和5年10月25日(水)13時30分

場所:市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和5年習志野市議会第3回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
(2) 臨時代理の報告について(習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について)	(社会教育課) 2
3 議決事項	
※議案第25号 指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)	(生涯スポーツ課) 8
※議案第26号 令和5年度教育費予算案(12月補正)について	(教育総務課) 9
※議案第27号 習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(学校教育課) 10
議案第28号 令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について	(学校教育課) 3
議案第29号 令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について	(学校教育課) 4
議案第30号 令和5年度末及び令和6年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について	(学校教育課) 5
議案第31号 習志野市いじめ防止基本方針の改定について	(指導課) 6
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和5年11月22日(水)午後1時30分	7
5 その他	

※は非公開の見込み

令和5年習志野市教育委員会第10回定例会 議題概要
【議案第25号ないし議案第27号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和5年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

・令和5年習志野市議会第3回定例会一般質問等について、報告するものです。

報告事項(2)

臨時代理の報告について(習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について)

・習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例が、令和5年習志野市議会第3回定例会で可決されたことに伴い、同条例施行規則を廃止するにあたり、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

議案第25号【非公開予定】

指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)

・習志野市スポーツ9施設の指定管理者を指定することについて、市長に申し入れるものです。

議案第26号【非公開予定】

令和5年度教育費予算案(12月補正)について

・令和6年4月からのスポーツ9施設の指定管理者の指定にあたり、債務負担行為を設定することについて、令和5年度12月補正予算案として、市長に申し入れるものです。

議案第27号【非公開予定】

習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・習志野市立向山こども園の設置に伴い、習志野市立向山幼稚園を条例から除く改正を行うことについて、市長に申し入れるものです。

議案第28号

令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について

・令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第29号

令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について

・令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第30号

令和5年度末及び令和6年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について

・令和5年度末及び令和6年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第31号

習志野市いじめ防止基本方針の改定について

・習志野市いじめ防止基本方針について、いじめ防止、早期発見の環境づくりの一層の推進のため、一部を改定するものです。

報告事項(1)

令和5年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

令和5年習志野市議会第3回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和5年10月25日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
9月11日	1	宮内 一夫 (市民の会)	一般質問取下げ		80	
	2	一夫 重則 (環境みらい)	一般質問取下げ		80	
	3	木村 孝浩 (公明党)	該当なし		50	
	4	金井 宏志 (公明党)	1. 文教ゾーンの再整備について (1)総合教育センター再整備の進捗状況について 2. 子どもの読書について (1)子どもの読書活動推進計画の現状について 3. 学校給食の無償化について (1)検討の進捗状況について	総合教育センター 社会教育課 学校教育課	60	1
9月12日	5	大宮 こうた (明日の習志野)	3. 子どもにやさしい街について (1)「隠れ教育費」の削減について ①憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現を目指して、保護者負担を減らす取組の進捗 6月議会で方向性を共有した「隠れ教育費」の削減について、具体的な検討状況、実施スケジュール、実施体制について伺う。	教育総務課 学校教育課	80	3
	6	市角 雄幸 (環境みらい)	4. 部活動の地域移行について (1)地域移行の進捗状況について	指導課	70	4
	7	田中 慶子 (公明党)	1. 不登校について (1)不登校の現状と対策について 不登校の定義と把握している実態及び具体的な取り組み状況について伺う。	指導課	60	4
	8	丸山 秀雄 (公明党)	該当なし		60	
9月13日	9	高橋 正明 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	5
	10	鴨 哲登志 (民意と歩む会)	該当なし		80	
	11	三代川 雄哉 (真政会)	1. 小中学校で使用しているタブレット端末について (1)今年度の活用状況について 4. 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針について (1)これまでの経緯と現状について	総合教育センター 生涯スポーツ課	60	6
	12	荒原 ちえみ (日本共産党)	5. ジェンダー平等社会の実現をめざして (1)学校のトイレの個室に生理用品を設置することを求める 学校トイレにトイレトーパーと同じように生理用品をトイレの個室へ設置することを求めるがいかかがか。 7. 全国に広がっている学校給食費の無償化を求める (1)段階的に中学校3年生全員の無償化を求める 段階的に中学校3年生全員の無償化を求めるがいかかがか。 【金井議員3(1)と同内容】	学校教育課 学校教育課	80	8
9月14日	13	寺川 貴隆 (環境みらい)	該当なし		60	
	14	佐藤 まり (市民の会)	2. 給食費無償化について (1)早期に市独自で給食費無償化の対象を拡大することについて伺う 【金井議員3(1)と同内容】 4. 市の郷土資料館について (1)市の歴史を展示、掲示する施設がないことについて伺う	学校教育課 社会教育課	70	9
	15	金子 友之 (真政会)	1. 前回行った一般質問での要望事項について (2)通学路の問題点を通報する窓口の周知強化について 2. 学校図書館の図書購入費について (1)児童・生徒の一人当たりの予算額について	学校教育課 教育総務課	60	9
	16	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	10

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
9月15日	17	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		50	
	18	木村 孝 (民意と歩む会)	1. 教育行政 (1)教育格差是正のための学習支援について ①「地域未来塾」の調査研究について 令和2年第2回定例会での答弁で、地域未来塾について調査研究していくとのことであったが、進捗について伺う。 (2)熱中症対策として、学校体育館にエアコン設置について 酷暑により学生の安全確保のためにも、市内すべての小中学校の体育館にエアコンの早期設置を求める。	社会教育課 教育総務課	60	10
	19	入沢 としゆき (日本共産党)	該当なし		80	11
	20	平川 博文 (都市政策研究会)	取下げ		80	
9月19日	21	谷岡 隆 (日本共産党)	1. 関東大震災と朝鮮人等の虐殺から100年を迎えるにあたって (2)朝鮮人虐殺だけでなく、陸軍騎兵連隊による亀戸事件も軍郷習志野の歴史的事実として記録・公表し、次世代の歴史教育に生かすことを求める。 2. 記録的猛暑と小中学校のエアコン整備について (1)国が定めた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策は、特別教室へのエアコン整備の目標を「2023年度までに95%」としている。習志野市では大幅に遅れている。児童・生徒の授業や健康への悪影響が心配されるなか、早急な整備を求める。 【木村孝議員1(2)と同内容】 (2)給食室へのエアコン整備の現状と今後の計画はどうなっているか。 4. 習志野市における自閉症・情緒障がい特別支援学級の現況について (1)自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置の目的や背景、在籍児童生徒の特性や指導内容を伺う。合わせて、習志野市が「一人あたり週9単位時間以上を学級で指導」とする根拠と今後、文部科学省が「週の授業時数の半分以上を目安として学級で授業」としていることへ対応について伺う。	社会教育課 教育総務課 教育総務課 指導課	80	11

【教育委員会】令和5年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開発について	1	(1)		本答弁	1.文教ゾーンの再整備について (1)総合教育センター再整備の進捗状況について 総合教育センターの再整備については、本市公共建築物再生計画において、令和11年度から令和13年度までを事業期間として、周辺施設との複合化による建替えが位置付けられている。こうした中、老朽化の進行などを理由として、本年3月に行われた第2次公共建築物再生計画の中間見直しにおいて、建替え時期の前倒し実施及び他施設との複合化を検討することとされた。このことを受け、教育委員会として、総合教育センターの再整備に向けて取り組んでいるところであり、現在、必要となる施設の機能や再整備の基本的な考え方等について精査を行っているところである。今後、これらを取りまとめた、「総合教育センター再整備に向けた基本方針（案）」について、必要な手続きを経て策定した後に市長事務部局に対して報告を行い、（仮称）「総合教育センター再整備に向けた基本構想」の策定作業を進めていく。なお、基本構想の策定にあたっては、これまでの他の公共施設の整備手法を参考にし、また、施設利用者や地域の皆様の意見も伺いながら、作業を進めていく。今後については、基本構想の策定後に設計のために必要となる詳細な条件をまとめた基本計画の策定を行い、本市公共建築物再生計画の本見直し後に速やかに設計・施工に入ることができるよう取り組んでいく。	今後、「総合教育センター再整備に向けた基本方針（案）」について、必要な手続きを経て策定した後に市長事務部局に対して報告を行い、（仮称）「総合教育センター再整備に向けた基本構想」の策定作業を進めていく。なお、基本構想の策定にあたっては、これまでの他の公共施設の整備手法を参考にし、また、施設利用者や地域の皆様の意見も伺いながら、作業を進めていく。今後については、基本構想の策定後に設計のために必要となる詳細な条件をまとめた基本計画の策定を行い、本市公共建築物再生計画の本見直し後に速やかに設計・施工に入ることができるよう取り組んでいく。	未	
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開発について	1	(1)		再質問1	複合化によって、総合教育センターのシンクタンクとしての役割はどのようなものになるのか。「総合」とは社会教育、家庭教育なども含まれるのか。 教育センターは、教育活動の諸研究の発表に必要な資料を豊富に取り揃え、教育現場に対して適切な指導助言を行うための機関として設立された。設立以降、教育を取り巻く環境が大きく変化していきながら、平成16年に視聴覚センターを統合する形で現在の総合教育センターとなり、現在、学校教育を中心とした教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに、情報教育の推進及びICT機器の整備や児童生徒に対し教育相談を実施するなど、様々な役割を担っている。今後も教育に関する調査研究という総合教育センターのシンクタンクとしての役割は引き続き強化していくが、総合教育センターの再整備及び施設の複合化に際しては、学校教育・社会教育との連携がさらに進むことが期待でき、あわせて、総合教育センターが担う教育のシンクタンク機能についてもより充実させることができるものと考えている。	-	-	
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開発について	1	(1)		要望	名は体を表すという言葉どおり、総合教育センターが社会・家庭教育に関する全てがそろった施設となるよう再整備を期待する。 総合教育センターの機能についても、より充実させていく。	未		
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開発について	1	(1)		再質問2	再整備基本構想を策定した後のスケジュールについても検討されているのか伺う。 教育長答弁にもあったように、令和5年度中において（仮称）「総合教育センター再整備に向けた基本構想」の策定作業を進めていく。また、策定後においては、設計のために必要となる詳細な条件をまとめた基本計画を策定する。そして令和8年度以降を計画期間とする次期公共建築物再生計画に実施時期を反映させるとともに、早期に着手できるよう、関係部局と協議していく。	早期に着手できるよう、関係部局と協議していく。	未	
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開発について	1	(1)		要望	（仮称）総合教育センターの再整備に今年度中に着手すること、その内容に期待したい。 令和5年度中において基本構想の策定に作業を進めていく。	未		
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開発について	1	(1)		再質問3	施設などのハード面の再整備、複合化だけではなく、総合教育センターの位置づけ、規模、人員などのソフト面の見直し、例規についての見直しも行っていくのかについて伺う。 総合教育センターをはじめとする東習志野地区の教育機関は、それぞれ条例によって設置していることから、施設の再整備に伴って生じる条例や規則の改正は、必要になるものと考えている。	-	-	
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開発について	1	(1)		再質問4	今後、これらハード・ソフト両面に渡る考え方を整理した基本方針を市長事務局に提出するとのことであるが、その時期はいつ頃を考えているのか。 教育長答弁にもあったように、「総合教育センター再整備に向けた基本方針（案）」の市長事務部局への提出時期については、現段階において、今年中、つまり年内には市長事務部局へ提出し、その後すみやかに（仮称）「総合教育センター再整備に向けた基本構想」の策定作業に取り組んでいきたいと考えている。	年内には市長事務部局へ提出し、その後すみやかに（仮称）「総合教育センター再整備に向けた基本構想」の策定作業に取り組んでいきたいと考えている。	未	
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	都市再開発について	1	(1)		要望	年内、今年中に基本方針を提出するとのこと、いよいよ動きが見えてきたと感じる。ぜひ大胆で柔軟な内容の基本方針が提出されることを期待したい。 基本方針（案）を年内に市長事務部局へ提出するよう進めていく。	未		

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	4	金井 宏志	公明党	政策経営部	資産管理課	都市再開 発について	1	(1)		再質問5	<p>【市長答弁】 公共建築物の再生については、今後も確実に進む不可避な課題として、利用者の安全性の確保の観点からもその対策は急務であり、これまで厳しい財政状況の中で、本市の重点課題として、公共施設の再生を着実に実施してきたところである。一方、社会情勢の変化による建設資材の高騰や労務単価の上昇など避けられない要因があり、公共施設再生に係る財源の確保は非常に大きな課題と捉えている。そのような厳しい状況下であるが、東習志野地区については、総合教育センターの老朽化の状況から、対策は急務であると判断し、第3次公共建築物再生計画期間の令和8年度以降、速やかに着手できるよう、現計画の見直しを本年3月に行ったばかりである。文教住宅都市である本市の教育拠点として、大きな役割を果たしてきた文教ゾーンであるが、東習志野地区の公共施設の今後の再生については、年内に教育委員会から提出される予定の基本的な考え方を踏まえつつ、本市の目指す教育を実現するとともに、東習志野地区の活性化にも資するよう、学校教育と生涯学習及び地域活動の拠点となることを目指して、教育委員会と連携しながら文教ゾーンを構築し、習志野市の教育活動の拠点としての東習志野地区の街づくりに寄与していく。</p>	-	-	
R5/3	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	2	(1)		本答弁	<p>2. 子どもの読書について (1) 子どもの読書活動推進計画の現状について</p> <p>習志野市子どもの読書活動推進計画は、平成31年度から令和7年度までを計画期間として、子どもたちの読書活動をより推進するために「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を基本目標として掲げている。計画には、子どもの発達段階に応じた取り組み等、77の事業を位置付けるとともに、6項目の数値目標を設定し、これらの指標の達成状況を進捗の目安としている。令和4年度は計画の中間年度であったことから、現状の子どもたちの読書習慣等に関するアンケート調査を実施した。アンケート結果及び国が実施した調査結果に基づく、本計画の進捗状況は、小中学生については、「学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数1回以上」の指標は、既に計画目標値を達成している。一方、「平日1日当たりの読書時間30分以上」、「読書が好きな割合」の各指標は、いずれも現時点では、目標値に達していない。また、未就学児の指標についても「本が好きな保護者の割合」、「子どもへの読み聞かせを1週間に1回以上行っている保護者の割合」、「市立図書館で月に1冊以上子どもの本を借りる保護者の割合」の各指標において、現時点では、目標値に達していない。このことから、これまでの方法が効果的なものか、もっと効果的な方法がないか、という観点で、計画の取り組み項目等の見直しを図った。主な内容としては、1点目はITを活用した情報発信の強化である。未就学児においては、幼保こども園が導入している連絡システム「コドモン」を活用し、施設で読み聞かせをした絵本のタイトル等や、おすすめしたい本、年齢に即した絵本などの情報を保護者に随時配信し、家庭で読書を楽しむいわゆる「家読」と呼ばれる読書活動や、市立図書館利用に繋げていこうとするものである。また、小中学生については、児童生徒に一人一台貸与されているタブレット端末に、市立図書館ホームページのショートカットを作成した。これにより、図書館報「ティーンズレター」、図書館職員が小中学生に薦める本を掲載したブックリスト「よんでみて！」や新着本の情報などをいつでも見ることができるようになることから、これらを通じ、読書のきっかけを促すものである。2点目は、学校司書を活用した学校図書館の魅力化である。学校司書が授業に積極的に参加し、ブックトークや資料探しの補助などを行う取り組みを全市に広げていくため、学校司書、図書主任、教育委員会事務局で構成する「学校図書主任会議」などの機会を活用して、各学校の積極的な情報共有を図っていくものである。3点目は、学校と市立図書館の連携の強化である。図書主任、学校司書、図書館職員による情報交換を通じ、新たな連携事業に繋げたり、団体貸出や朝の読書用図書セットの貸出など、既存の仕組みが十分活用されるよう、浸透を図っていく。これらの取り組みを通じ、今後の計画期間である令和7年度までにおいて、子ども達の読書活動がさらに広がるよう、計画を推進していく。</p>	今後の計画期間である令和7年度までにおいて、子どもたちの読書活動がさらに広がるよう、引き続き計画を推進していく。	済	
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)		再質問1	<p>学校では、読書活動にどのように取り組んでいるのか伺う。</p> <p>学校での読書活動としては、まず、1時間目が始まる前の朝の時間を活用して読書をする朝読書が挙げられる。時間や週の実施回数については、学校ごとに異なるが、全ての中学校と、小学校10校で週に2回ないし3回、15分程度の時間を設けている。その他、小学校では週1回、各学級に図書室の使用を割り当て、図書室で読書ができる時間を設けている。また、本年7月1日からは、「習志野市学校電子図書館ナラシドライブラリー」を導入した。これは、児童生徒がタブレット端末等からログインすると、約2,000冊の本が閲覧でき、いつでも読み放題で読むことができるというものである。今後も、学校図書館の利用に加えてこの「習志野市学校電子図書館ナラシドライブラリー」も活用することで子ども達の読書活動を一層推進していく。</p>	今後も、学校図書館の利用に加えてこの「習志野市学校電子図書館ナラシドライブラリー」も活用することで子ども達の読書活動を一層推進していく。	済	
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)		再質問2	<p>学校図書館を充実するためには、学校司書の配置が重要であると考え、現在の学校司書の配置状況について伺う。</p> <p>令和5年度は、昨年度から1名増員し12名の学校司書を配置している。1名は、1校に専属で、残りの11名がそれぞれ2校ずつ勤務して、市内23校を分担している。これにより、令和5年度は、全ての学校においておおよそ週2回、学校図書館に司書が勤務できるようになっている。</p>	-	-	
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)		再質問3	<p>各校の図書館の蔵書率と本の入れ替え状況について伺う。</p> <p>市内23校の蔵書率は、全て文部科学省の定める学校図書館図書標準を満たしており、令和4年度末時点において、小学校で115.9%、中学校で119.1%となっている。また、各学校の蔵書については、毎年、児童生徒のニーズに即した新しい本を選び購入している。併せて、備みのある本や情報の更新が必要な本などについては、廃棄している。なお、年度末には蔵書点検を行い、各学校において図書標準を下回ることのないようになるとともに、学校図書館にある図書が適切に活用されるよう確認し、計画的な図書の更新に努めている。</p>	-	-	

【教育委員会】令和5年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問4	子どもの読書活動推進の中には、新聞を活用していくことも大切であると考えているが、学校図書館への新聞の配備状況はどのようになっているのか。また、新聞を使った学習として、どのような取り組み事例があるのか伺う。	まず、学校図書館への新聞の配備状況については、市内の全ての小中学校で、新聞を購読し、教員が授業等で活用しているが、学校図書館に配備しているのは2校となっている。教育委員会としても、新聞の配備は学校図書館の充実を図る上で、重要なことと捉えている。今後、新聞の配備が進むよう取り組んでいく。次に、新聞を使った学習の取り組み事例について、市内の学校では、昨年度NIE実践指定校として学校で新聞を活用する実践研究に取り組んだ事例がある。具体的には、自分の気になるニュースの記事を読んで自分の考えをまとめる活動や学習した内容や校外学習で体験したことなどを新聞形式にまとめる活動などである。また、小学校では、第5学年で「見出し」や「リード」などの新聞記事の構成に従って新聞を読んだり、自分の考えを新聞の形式に従って書いたりする学習に取り組んでいる。中学校では、第2学年で「新聞の投書」を書く学習が国語の教科書に掲載されており、各校で新聞を活用した学習に取り組んでいる。教育委員会としては、各校の優れた実践を取り上げて、周知するなど新聞を活用した学習の推進に努めていく。	今後も、新聞の配備が進むよう、各校の優れた実践を取り上げて、周知するなど新聞を活用した学習の推進に努めていく。	済
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		要望	2020年に千葉県新聞販売組合が、千葉県の公立小・中・高等学校1502校の新聞購読状況を調査した結果、26.7%にあたる401校が新聞が未購読であったとのことである。国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」には、学校図書館への新聞の整備目標（小学校2紙、中学校3紙）が示されており、本市においても学校図書館への新聞配備を進めていくことを要望する。また、子どもの読書推進には、市立図書館の活用も欠かせない。近々行われる市立図書館のコンピュータシステム更新によるスマートフォンへの図書カードのバーコード表示など、子どもの読書推進に大きな効果が期待できるものと考えられるので、併せて推進を要望する。		本年度については、学校司書、学校図書主任に呼びかけ、現在購読している新聞の図書室への配備を進めていく。また、次年度に向け管理職に働きかけ、学校図書館新聞配備に相応しい新聞の購読、学校図書館への配備を進めていく。	済
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 学校給食の無償化について (1) 検討の進捗状況について	学校給食費の無償化は、日本全国の子ども達が等しく恩恵を受けることが望ましく国において実施される施策であるものと考えていることから、本年8月に本市を含む県内各市からの要望を受け千葉県市長会から令和6年度当初予算編成に向けた千葉県に対する重点要望事項として学校給食費の無償化について要望した。その主な要望内容としては「無償化の事業の継続には財政的負担が大きくその対応については、各市町村の財政状況等によって地域格差が生じていることから国に対し学校給食費無償化に係る事業費及び事務費について全額、国の負担により実施するよう働きかけを行うこと」などである。一方、本市においては、これら財源確保と合わせて、その他の教育費の保護者負担に係る実態把握や先進自治体の取り組みを検証し検討を進めていくこととしている。現状においては、学校給食費以外の学校徴収金や副教材費など保護者が負担している費用等について現状や課題の確認を行ったところである。また、学校給食費について、既に第3子以降無償化以外の取り組みを行っている自治体である浦安市、成田市、松戸市に現在の取り組み状況に加えて実施に至った経緯などを確認した。今後についても、国や県が実施するよう要望していく他、その他の教育費の保護者負担軽減を含め検討を進めていく。	無償化について国や県が実施するよう要望していく他、その他の教育費の保護者の負担軽減を含め検討していく。	済
R5/3	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		要望	給食は、教育の一貫であり、教科書と同様に国の負担により実施することと考える。全員が等しく恩恵が受けられるよう、様々な角度から検討していただきたい。		無償化について国や県が実施するよう要望していく他、その他の教育費の保護者の負担軽減を含め検討していく。	未
R5/3	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課 学校教育課	学校教育について	3	(1)	①	本答弁	3. 子どもにやさしい街について (1) 「隠れ教育費」の削減について ① 憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現を目指して、保護者負担を減らす取組の進捗 6月議会で方向性を共有した「隠れ教育費」の削減について、具体的な検討状況、実施スケジュール、実施体制について伺う。	教育費にかかる保護者の負担軽減策については、これまでに制服や植木鉢の物品について、卒業生が使用していたものを在校生が再利用するなどの取り組みを行ってきた。令和5年6月定例会以降の取り組みの進捗については、本年7月に本市の小中学校の学習教材の扱いについて現状の把握と必要な改善を図ることを目的とし、学校教育部職員の他、小中学校長会代表や学校事務職員及びPTA連絡協議会代表で組織した「習志野市立学校学習教材検討委員会」を設置した。1回目の会議を8月23日に開催し、学校徴収金及び副教材、校外学習費の現状と課題点について意見を交わし、保護者負担軽減の必要性について認識を共有した。今後は、9月及び10月に会議を重ね保護者負担で購入する物品の精選、教材・教具の再利用やICT機器の活用による購入する物品の削減、共用品として設置する物品の選定などの検討を進め、教育委員会において改善方針を策定していく。また、策定した改善方針については、全校に設置している学校運営協議会に伝え、協議会の中で、保護者の意見を伺いながら具体的な保護者負担の軽減策について各学校で協議する。これらの取り組みを活かし、教育委員会として、可能なものから次年度には実行に移すべくスピード感をもって進めていく。	今後も、保護者負担軽減に向け、教育委員会主導で進捗していく。	済
R5/3	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課 学校教育課	学校教育について	3	(1)	①	要望	1. 目に見える教材予算コストの比較だけでなく、教職員の事務コストについて、働き方改革もからめて検討してほしい。	-	引き続き、働き方改革につながるよう検討していく。	済
R5/3	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課 学校教育課	学校教育について	3	(1)	①	要望	2. 保護者負担が公費負担かの2択ではなく、この機会に皆減するものも検討してほしい。	-	引き続き、保護者負担軽減に向け、徴収金の在り方について検討していく。	済
R5/3	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課 学校教育課	学校教育について	3	(1)	①	要望	3. 学校長任せにするのではなく、教育委員会が保護者や学校、学校長の声を聞いて、この取り組みを進めてほしい。	-	引き続き、教育委員会主導で推進していく。	済
R5/3	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課 学校教育課	学校教育について	3	(1)	①	要望	4. 時期を逸することなく、この良いスピード感の維持をしてほしい。	-	引き続き、次年度の保護者負担軽減に向け、取り組んでいく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課 学校教育課	学校教育 について	3	(1)	①	要望	5.多額な予算ではないと思われるので、必要予算の確保を念頭において取り組んでほしい。	-	引き続き、研究していく。	済
R5/3	6	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(1)		本答弁	4.部活動の地域移行について (1)地域移行の進捗状況について 国は、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」とし、従来の部活動の意義を継承しながら、休日の部活動を「学校主体」から「地域主体」の活動に段階的に移行していく方針を示している。本市においては、今年度の実施にあたり、各中学校に地域移行実施の意向について確認をし、希望のあった第一中学校女子バスケットボール部、第二中学校陸上競技部、第七中学校男子バレーボール部の3校、3つの部活動を市の研究指定事業として、現在実施している。今年度の指導者については、各競技団体等が公認している指導者認定講習を受講し、資格を有する者を教育委員会で「地域部活動指導員」に任命し、各学校に派遣している。この地域部活動指導員は、これまで教員が担っていた休日の部活動指導の全般を行うこととし、指導時間は、年間150時間以内としている。7月に行われた、中学校の部活動の集大成の場である総合体育大会では、第一中学校女子バスケットボール部が県大会3位、第二中学校陸上競技部は県大会に個人種目で8名とリレーで出場した。さらに、第七中学校男子バレーボール部においては、県大会で準優勝し関東大会ベスト16の成績を取った。現状における成果としては、専門的な指導を受けたことにより、生徒の練習への取り組みが向上したことや教員の負担軽減が図れたなどの成果があった。一方、課題としては、指導員の指導回数や時間が限られているため、学校が指導者との日程調整に苦慮したことや保護者・生徒からの欠席連絡や急なスケジュールの変更など地域部活動指導員と各家庭との連絡システムや管理体制の確立が課題として明らかになった。このことから、部活動の地域移行においては運営組織を構築していくことの必要性を認識したところである。教育委員会としては、今後も検証を行い、国・県・他市の動向に注視しつつ、持続可能な部活動となるよう休日の部活動の地域移行を推進していく。	今後も検証を行い、国・県・他市の動向に注視しつつ、持続可能な部活動となるよう休日の部活動の地域移行を推進していく。	済	
R5/3	6	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(1)		再質問1	来年度の実施に向けて、現在どのような取り組みをしているのか伺う。	県の示しているスケジュールでは、令和6年度においては全ての中学校で1つ以上の部活動を地域移行するとされている。本市においても、このスケジュールに従い準備を進めている。現在、各学校へのヒアリングを行い地域移行の実態と要望の把握を進めているところである。また、今年度実施している3校3つの部活動の取組状況を検証しながら、来年度の実施形態や指導者の確保、費用、運営の在り方等について検討を進めている段階である。教育委員会としては、国・県・他市の動向に注視するとともに、持続可能な部活動となるよう検討していく。	来年度の実施に向けて、各学校とヒアリングを進め、今年度の取組の検証結果を踏まえた上で、実施に向けて引き続き準備していく。	済
R5/3	6	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	4	(1)		再質問2	教職員の地域部活動への参加は兼職兼業にあたると思われるが、その手続きや条件について伺う。	教職員の地域部活動への従事については、令和3年2月17日付で文部科学省より出された公立学校の教師等の兼職兼業の取り扱い等についての通知及び公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業についての手引きによると、休日の地域クラブ活動に従事することを希望する教職員は、その運営団体からの依頼を受け校長への相談・了承の上、教育委員会に兼職兼業の申請を行い、許可を得ることにより、従事が可能となる。また、兼職兼業については、本務の遂行に支障をきたさないよう、学校における労働時間と休日に従事する運営主体における労働時間を通算した時間から法定労働時間を差し引いた時間が単月100時間未満、複数月平均で80時間以内であることが条件とされている。	-	-
R5/3	6	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(1)		再質問3	受益者の負担になれば、各家庭の負担が増えることが考えられる。会費について、どのような考えが示されているのか伺う。	部活動の地域移行における受益者負担については、原則として運営の主体が設定する会費を払うことになる。その際は、現在の学校での部活動の部費よりも負担が増えることも想定されている。こうしたことから、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定したガイドラインにおいては可能な限り低廉な会費を設定するよう示されているところである。教育委員会としては、国や県の動向に注視しながら県のスケジュールに準じて、希望する全ての生徒が参加できるように地域移行を進める中で様々な課題等について研究を進めていく。	今後も国や県の動向に注視しながら県のスケジュールに準じて、希望する全ての生徒が参加できるように地域移行を進める中で様々な課題等について研究を進めていく。	済
R5/3	6	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(1)		要望	企業型ふるさと納税を導入して、将来的に地域人材を募集してはいかか。	-	今後も動向に注視していく。	済
R5/3	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		本答弁	1.不登校について (1)不登校の現状と対策について 不登校の定義と把握している実態及び具体的な取り組み状況について伺う。	不登校児童生徒とは30日以上欠席している児童生徒のうち、主な欠席理由が病気や経済的理由並びに保護者の教育方針や帰国等によるものを除いた児童生徒である。その数は全国的に増加傾向にあり、本市においても喫緊の課題として取り組んでいる。本市における令和4年度の不登校児童生徒数は、小学生が149名、中学生が221名である。不登校の主な理由としては、不安などの情緒的混乱や無気力といった状況が報告されている。不登校児童生徒への対応としては、学校は、不登校の兆候が見られた場合、速やかに家庭訪問等を行い、教育相談を含めた個別の支援を図っている。また、校内の教育相談部会や生徒指導部会において、管理職、養護教諭、生徒指導主任、スクールカウンセラー、教育相談員等と情報共有を図り、要因の分析や支援方法について、組織的に対応している。教育委員会としては、学校に登校することはできても、教室で過ごすことが難しい児童生徒に対し、学校における心の居場所づくりとして、教育相談員の配置を進めている。また、引きこもり傾向がある児童生徒に対しても、県が派遣する訪問相談担当教員やスクールソーシャルワーカー並びに市の訪問相談員の積極的な活用を学校に依頼し、家庭を支えるための支援を図るよう進めているところである。この他、学校に登校することが難しい児童生徒に対して、学校外における学びの場として、本市教育委員会として、「適応指導教室フレンドあいあい」を開設している。さらに、今年度においては「フレンドあいあい」の新たな取り組みとして市内の公民館等を会場として不登校児童生徒の保護者の個別相談等も行ってきている。今後も、不登校児童生徒自身が自身の進路を主体的にとらえ、将来において社会的自立が図られることを目指して、支援体制を整えていく。	今後も不登校児童生徒に対し、社会的な自立が図られるよう、支援体制を整えていく。	済

【教育委員会】令和5年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問1	登校できても、教室に入りづらい児童生徒の居場所づくりの対応・支援について伺う。	本市においては、教室に入りづらい児童生徒の居場所として、中学校においては校内の適応指導教室を設置し、小学校においては教育相談員の配置を進め校内で学習機会の確保や居場所づくりに取り組んでいる。こうした場において、児童生徒が、落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整え、各教科の担当や教育相談員等が指導・援助を行っている。また、児童生徒及び保護者の心理的不安を軽減するためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員等による個別的教育相談を実施し、集団への適応と自立を促しながら、教室への復帰の支援も行っているところである。教育委員会としては、児童生徒が安心して登校できる居場所づくりの充実に努めていく。	今後も、児童生徒が安心して登校できる居場所づくりの充実に努めていく。	済
R5/3	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	学校には行きたいが学習面や人間関係のつまづきなどからクラスの教室には入りたくない入れないという児童生徒にとっては、心を休める場所であり、リフレッシュできる居場所として、また校内での教室以外の学習機会の場所として、適応指導教室の存在は大変貴重だと思う。埼玉県深谷市では市内の全ての小中学校でアプローチルームとして開設し、利用した子の2割が教室復帰ができたそうである。習志野市は中学校には校内の適応指導教室として全校に配置されているが小学校においては全校配置に至っていないとのことなので、一日も早くどの小学校においても心のよりどころとして安心して登校できる居場所の設置を、さらには一人ひとりに合わせた支援ができるよう教育相談員の全校配置を要望する。	-	全小中学校に教育相談員を配置できるように、努める。	未
R5/3	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問2	学校に行けない児童生徒の居場所づくりとして、適応指導教室「フレンドあいあい」の活動状況や進路状況と学びの多様化学校について伺う。	はじめに、適応指導教室「フレンドあいあい」の活動状況については、本市の小中学校に在籍、あるいは本市に住所を有する不登校児童生徒を対象に、学習指導、小集団活動、体育活動等を行い、社会的自立や学校復帰を目指して支援をしている。児童生徒にとって、「安心できる居場所」となるよう、指導主事のもと、常時2名の指導員が指導にあたり、必要に応じて、臨床心理士、公認心理師、学生ボランティア等がサポートにあたっているところである。今年度においては、8月末の時点で小学生7名、中学生10名が入級している。次に、進路状況について、昨年度「フレンドあいあい」に入級していた中学校3年生全員が全日制や通信制の高等学校に進学した。また、一昨年度についても、同様に全員が高等学校に進学している。最後に、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校とは、不登校児童生徒を対象とし、学習指導要領の内容等にとらわれず、特別的教育課程を編成して教育を実施することが可能となる学校である。教育委員会においては、千葉県教育委員会の説明を受けて文部科学省にも出向き、設置目的や背景、全国的な設置状況、先進自治体の事例等について話を伺ってきたところである。今後も、学びの多様化学校について研究を深めていく。	今後も、学びの多様化学校について研究を深めていく。	済
R5/3	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	多様化する社会の中では、インクルーシブ教育が求められ共生社会を実現していくには、やはり教育現場が大事になってくる。冒頭に紹介した文部科学大臣の、不登校の根底には子ども達一人ひとりの人格の形成や社会的自立を目指すための学校や学びの在り方が問われている、との発言に尽きる。私の当たり前はみんなの当たり前ではない、こうあるべき、こうでなくてはならないではなく、新しい発想をもって、未来を担う大事な子ども達のために、今できる一番良い形での教育、学校変革を習志野市としてもぜひ検討してほしい。学びの多様化学校の開校を要望する。	-	引き続き、情報収集・研究を行っていく。	済
R5/3	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問3	不登校児童生徒の保護者同士の交流の場づくりについて伺う。	不登校支援においては、安心できる居場所づくりや気軽に相談できる体制等の整備など、児童生徒に対する支援に加え、家庭や保護者に対する支援が重要であると認識している。総合教育センターにおいては、来所相談、電話相談、訪問相談等、多様な相談窓口を設け、保護者に寄り添い、個別に相談に応じているところである。加えて、教育長答弁にもあったように、今年度は、公民館等で不登校児童生徒及び保護者に対する支援を実施している。6月には、袖ヶ浦公民館に出向き、保護者の個別相談の場を設けた。また、9月下旬には2回目を谷津公民館で予定しているが、個別相談の場と併せて保護者同士が交流する時間を設けることを予定している。交流の場での保護者の声に耳を傾け、心情に寄り添う中で、保護者が何を望んでいるのかをつかみ、今後の不登校支援に係る保護者支援につなげていく。	今後も、交流の場での保護者の声に耳を傾け、心情に寄り添う中で、保護者が何を望んでいるのかをつかみ、今後の不登校支援に係る保護者支援につなげていく。	済
R5/3	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	保護者の不安や悩みを共有できる場は必要で、またその場に専門的な知識を持った方を市として入れていくことで、前向きな保護者間の交流となるため、さらなる支援の充実に努めてほしい。	-	引き続き、情報収集・研究を行っていく。	済
R5/3	9	高橋 正明	元気な習志野をつくる会	政策経営部	資産管理課	まちづくりについて	3	(1)		本答弁	3.公共建築物再生計画について (1)東習志野地区の再生計画について 東習志野地区の再生計画における変遷について伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	9	高橋 正明	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問1	実花小学校の長寿命化改修工事の際に、体育館にエアコンは設置されるのか。	【教育長答弁】 小中学校のエアコンについては、令和元年7月に全普通教室へ設置した。その後、令和2年12月に、国が定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の中で、エアコン設置について、小中学校の特別教室へ令和5年度までに95%、体育館へ令和7年度までに95%と中長期目標を設定している。このことから、本市においては、現在、特別教室へのエアコン設置を体育館に先行して進めているところである。また、特別教室と体育館へのエアコンの設置手法等については、本年3月に実施した第2次学校施設再生計画の中間見直しにおいて、特別教室は、校舎の建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際に設置することとした。また、建替及び長寿命化改修を行う際には、現在、普通教室にリース方式により設置しているエアコンを取り外し、他の学校の特別教室に移設することとしている。体育館については、特別教室へのエアコンの設置後に検討することとしている。このような状況であることから、実花小学校体育館のエアコンの設置についても同様の取り組みを行っていく。	体育館へのエアコンの設置については、特別教室への設置が完了した後の課題として引き続き検討していく。	済
R5/3	9	高橋 正明	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課	その他（文教福祉関係）	3	(1)		再質問2	実花小学校体育館棟が改修されるにあたり、1階にある実花公民館も工事の際には長期に渡って使用できなくなる期間があるということか。今後の総合教育センターの複合化の検討と併せ、どのような見直しをもっているのか。	現行の計画に予定されている、実花小学校の長寿命化改修工事においては、実花公民館を含む体育館棟も工事の対象となっている。このことから、今後、工事のため、一定期間にわたり、1階の実花公民館も使用できなくなるのが想定されるが、工事中となった場合においても、出来るだけ、公民館利用者の活動が継続的に行えるよう、対応したいと考えている。市長答弁にもあったとおり、東習志野地区については、令和5年3月の第2次公共建築物再生計画の中間見直しにおいて、総合教育センター建替に伴う複合化の検討を進めること、前倒しでの建替、あるいは、令和8年度以降の計画に反映するとしている。現在、総合教育センターの複合化については、教育委員会内において必要となる施設の条件や基本的な考え方について整理を行っているところである。今後、基本的な考え方をまとめるにあたっては、現在予定されている長寿命化改修工事の実施時期等も、総合的に勘案する中で、施設機能について、検討していく。	今後、基本的な考え方をまとめるにあたっては、現在予定されている施設の長寿命化改修工事の実施時期等も、総合的に勘案する中で、施設機能について、検討していく。	未
R5/3	9	高橋 正明	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課	その他（文教福祉関係）	3	(1)		再質問3	この他、施設の複合化に向けて、生涯学習施設に係る基本的な考え方は、どのような観点に基づいて整理、検討が為されるのか、伺う。	第2次公共建築物再生計画に示されている「総量圧縮」「長寿命化」「財源確保」を基本としつつ、令和3年度末に改定した生涯学習施設改修整備計画において、本市の生涯学習や文化芸術の振興に係る施策の着実な実行を進めるため、適正な施設や機能を確保することとしている。主なところでは、図書館については「改修・複合化時に閲覧スペース、書庫の拡大や、学習、視聴スペースの確保、バリアフリー対応等の機能向上を図る」旨を、さらに、「埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、施設の複合化等の際に新たなスペースの確保を図る」旨を明記している。計画に位置付けている、このような観点を踏まえ、課題を整理し、検討していく。	計画に位置付けている観点を踏まえ、課題を整理し、検討していく。	未
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 小中学校で使用しているタブレット端末について (1) 今年度の活用状況について	今年度は、タブレット端末を導入して3年目となる。この間、児童生徒の学習意欲の向上を図るとともに、情報活用能力の育成を目指し、効果的な活用を推進してきた。小中学校においては、年々活用の幅が広がっている。一例を挙げると、学習場面では、児童生徒がWebアンケートや集計等をもとに、自分たちの意見や考えの傾向をつかんだり、一つのデータをグループ内で共有し、対話を通して学び合ったりしているほか、Webカメラ機能を用いて近隣の学校や県外の学校の児童生徒と交流するなど、様々な活用が図られている。さらに、今年度は新たに、全ての児童生徒のタブレット端末で利用することができるAI型デジタルドリルや学校電子図書を導入し、児童生徒の主体的な活用を図っているところである。こうした学習場面での活用に加え、昨年度より「匿名メール相談WEBアプリ」を導入し、「悩みを誰にも相談できない」という児童生徒が、いつでも、どこからでも安心して相談できるようにしており、昨年度の相談件数は、延べ660件であった。今後も学校でのタブレット活用を拡げること、家庭においても児童生徒それぞれが自分の興味や目的に応じて、学びにタブレットを活用できるように、引き続き努めていく。	今後も、学校でのタブレット活用を拡げること、家庭においても児童生徒それぞれが自分の興味や目的に応じて、学びにタブレットを活用できるように、引き続き努めていく。	済
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問1	7月から導入されたAI型デジタルドリルの活用状況について伺う。	AI型デジタルドリルの主な特徴について3点ある。1点目としては、児童生徒が解いた問題に対して、正解・不正解が即時にフィードバックできること。2点目として、取り組んだ課題に対する回答結果のデータが蓄積されること。3点目として、蓄積されたデータをAIが分析し、つまづきに対して個に応じた課題が出題されることで、児童生徒は自分のペースで自分に合う課題を学習できること。こうした特徴があるAI型デジタルドリルは7月からの運用として、夏休みの課題や自主学習としての活用を図ったところである。また、総合教育センターにおいて、児童生徒がどのくらい利用・活用しているのか、おおまかな状況を把握することもでき、7月・8月の状況としては、導入が夏休み直前であったこともあり、学校による利用状況に違いはあるが、23校全てで利用されている状況である。教育委員会としては、今後、児童生徒の利用状況を把握し、学校での活用法に関する資料提供や研修等でAI型デジタルドリルの活用方法を周知するとともに、授業内容と関連させて活用を図ることで、家庭での自主的な活用にもつなげていく。	今後、児童生徒の利用状況を把握し、学校での活用法に関する資料提供や研修等でAI型デジタルドリルの活用方法を周知するとともに、授業内容と関連させて活用を図ることで、家庭での自主的な活用にもつなげていく。	未
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	定期的に学校ごとの使用状況の確認を行い状況を把握して欲しい。	-	状況把握を行っていく。	未
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問2	今年度の「匿名メール相談WEBアプリ」の相談件数と、家庭での利用状況について伺う。	「匿名メール相談WEBアプリ」は、いつでも、どこからでも安心して悩みを相談できるものである。今年度の相談件数については、4月から8月末までで延べ218件である。このうち、質問の家庭での利用状況としては、児童生徒が家庭など、学校以外の場所からWEBアプリを利用して相談してきたと思われる件数は199件で、218件に対し91.3%である。相談メールのほとんどは、平日の夕方から夜にかけての時間帯に受信している。その他、平日の早朝や休日に受信している状況のものもある。この相談時間からも、タブレット端末を児童生徒が家庭に持ち帰ることにより、児童生徒にとって相談しやすくなっていることと認識している。引き続き、「匿名メール相談WEBアプリ」が、いつでも、どこからでも安心して悩みを相談できる窓口となるよう、努めていく。	引き続き、「匿名メール相談WEBアプリ」が、いつでも、どこからでも安心して悩みを相談できる窓口となるよう、努めていく。	済

【教育委員会】令和5年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	1	(1)		要望	相談しやすい環境づくりをお願いします。	-	引き続き取り組んでいく。	済
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		再質問3	タブレット端末の持ち帰りをを行う上での工夫について伺う。 教育委員会としては、児童生徒が、文房具のようにタブレット端末を使用しながら学習することができることを目的とし、授業で活用することに加え、家庭においても日常的にICT機器に触れる機会をもてるよう、原則としてタブレット端末を毎日持ち帰ることとしている。そこで、登下校時の荷物を持ち運びについては、タブレット端末導入以前よりも重くなることのないよう、タブレット端末以外の荷物の量を減らすことを全ての小中学校に指示している。具体的には、家庭学習で必要となる教科書のみを持ち帰ることや、AI型デジタルドリル等のタブレット端末のみで実施できる家庭学習を増やすこと、校内で保管が可能な教具は極力保管して持ち帰りの回数を減らすことなどである。今後も、各学校での効果的な取り組みを市内の学校に広げ、タブレット端末の持ち帰りの工夫に努める。	今後も、各学校での効果的な取り組みを市内の学校に広げ、タブレット端末の持ち帰りの工夫に努める。	今後も、各学校での効果的な取り組みを市内の学校に広げ、タブレット端末の持ち帰りの工夫に努める。	済
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		要望	ランドセルの中身の入れ方の指導など、すぐにできることは実行していただきたい。また、教科書の見直しなど荷物が軽くなるための工夫の追求、学年に応じたタブレットの運用方法の工夫、そもそも必要な教材かどうか、教科書自体の見直しを行う等の柔軟な対応をしていただきたい。さらに、持ち帰りのことも含め、タブレット端末の情報を積極的かつ確実に周知することを要望する。 【部長答弁】 ランドセルの中身の入れ方の御提案に関連して、本市の各小学校では、ランドセルを通学カバンとして指定しておらず、必須でないことを御理解いただきたい。御要望の内容については、その中で可能な対応を図っていく。 【市長答弁】 タブレット端末について、導入によりカバンの重さは軽くなるかと捉えていたが、変わっていないとのことで、教育委員会に強く要請しているところである。私自身が通っていた他県の小学校では、ランドセルは使用しておらず、学習用具といった教科書類はいわゆる「置き勉」であった。カバンの重さについて工夫をしていかなければならないと考えている。	今後も、タブレット端末持ち帰りについての取り組みを推進する。ランドセル使用が必須でないことを各学校から発信するよう、改めて働きかける。	済	
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		本答弁	4. 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針について (1) これまでの経緯と現状について 開設後40年が経過する秋津野球場と秋津サッカー場は、施設の老朽化、稼働率の低さ、多額の維持管理費が課題となっていたことから、これらの課題の解決を目指すため、「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」を将来像として掲げた、「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」を令和4年3月に策定した。この基本方針においては、より安全・安心に利用できる施設とするため、老朽化した施設の長寿命化改修、施設の高効率、高稼働率を実現するためのグラウンドの人工芝化、並びに「みる」スポーツ需要に対応するための環境整備を整備方針としている。これまでに、関係者へ基本方針の説明を行った他、再整備の実現に向け、庁内の関係各課との協議を重ねてきた。現在は、より施設の老朽化が深刻なサッカー場を優先し、施設・設備の老朽化対応を行いながら、稼働率の向上が期待できる人工芝化の実現に向け、その改修時期や実施内容の詳細を検討していく。	今後も、引き続き検討していく。	済	
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		再質問1	再整備基本方針にはPFIの検討が記載されているが、現在のPFIの検討状況はどうなっているか。 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備における事業手法を考えるにあたり、令和2年度に「資金調達面」、「公園の活性化や賑わいづくり」、「地元企業活用の可能性」、「民間事業者の応募可能性」、「手続きの煩雑さ」、「コスト削減効果」の6つの視点から民間事業者とのサウンディング等を実施し、PFI方式導入の可能性を確認した。このことにより、再整備の事業手法については、従来通りの公費による改修や指定管理者による維持管理も想定しつつ、併せてPFI手法の検討も進めることとした。その後、第2次公共建築物再生計画の中間見直しにおいて、人工芝化は建築物ではないため、計画とは切り離して検討を進めることとされたため、まずは人工芝化を先行して進めることとした。教育委員会としては、両施設の再整備の手法については、令和8年度からの第3次公共建築物再生計画を見据え、改めて、効率的かつ効果的な事業手法について調査研究していく。	今後も、両施設の再整備の手法について、令和8年度からの第3次公共建築物再生計画を見据え、改めて、効率的かつ効果的な事業手法について調査研究していく。	済	
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		再質問2	秋津野球場・秋津サッカー場の稼働状況はどのくらいあるのか。 秋津野球場、秋津サッカー場の稼働率は、野球場で年間約20%で約200日、サッカー場は年間約15%で約150日となっている。これは天然芝の維持管理のために利用制限を設けているため、このような少し低い数値となっている。	-	-	-
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		再質問3	「みる」スポーツ需要に対応するための環境整備とは、どのような事を想定しているのか。 グラウンドを人工芝にすることがあるが、人工芝となった場合には、野球やサッカーに限らず、多目的な利用が可能となることから、競技面においても多様化するものと考えている。そのような中、現状、ベンチ型になっている座席をイス型にすることや、トイレの洋式化など、来場される観客に対しても安全・安心な施設とするための整備を想定しているところである。	-	-	-
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		要望	ベンチ型の観客席、トイレの洋式化や男女の比率を考えた設置等、見る側の視点を考慮した計画・検討・実行をお願いしたい。	-	今後も引き続き検討していく。	済

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		再質問4	秋津サッカー場の人工芝化を先行して検討している理由について伺う。	まず、大きな理由として、「利用の拡大」と「維持管理費の削減」が挙げられる。サッカー場は良好な芝の状態を維持するため、1日の利用を1〜2試合程度に制限したり、整備や養生のためにクローズする、利用できない期間があり、野球場より多くの制限がある。これを人工芝とすることで、1日を通して複数試合の実施が可能となり、小規模であれば大会の開催も可能となる。また、少年ラグビーやグラウンドゴルフ、スポーツ教室等、サッカーや野球以外の多目的な利用が可能となり、利用の拡大が期待される場所である。さらに、サッカー場は、野球場より高度な管理技術と、高額な管理費用を要している。これが人工芝となった場合、特別な技術も必要とせず、管理費も大幅に削減できる。このようなことから、より高い効果が期待できる、サッカー場の人工芝化を先行して検討を進めている。	-	-
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		再質問5	具体的に野球場・サッカー場の人工芝化による効果はどのくらいを想定しているのか。	人工芝化のメリットとしては、「利用の拡大」と「維持管理費の削減」の2つの側面があると考えている。まず、利用拡大については、稼働コマ数、つまり、利用できる数において、野球場の利用実績年間290コマに対し、人工芝化後は約1.5倍の448コマの利用を、サッカー場は年間330コマに対し、人工芝化後は約3倍の1,081コマの利用を見込んでいるところである。更に、維持管理費については、現在、両施設の天然芝の維持管理に係る費用として、年間約3千万円を要しているが、人工芝となった場合の維持管理費としては、両施設で年間約350万円と見込んでいる。	-	-
R5/3	11	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		再質問6	秋津サッカー場・野球場を含めた、習志野市のスポーツのビジョンは何か。	【市長答弁】 オール習志野で実現するスポーツが生み出す多世代の交流拠点となるよう、しっかりと担っていきたくと考えている。これが実現することで、単なるスポーツ施設ではなく、良い循環を生み出す拠点となり、持続可能につながるようになっていきたい。	-	-
R5/3	12	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	5	(1)		本答弁	5. ジェンダー平等社会の実現をめざして (1) 学校のトイレの個室に生理用品を設置することを求める 学校トイレにトイレトペーパーと同じように生理用品をトイレの個室へ設置することを求めるがいかがか。	学校トイレに設置している生理用品については、経済的理由から購入できない貧困問題への市の取り組みをきっかけに、教育委員会では必要とする時に、全ての児童生徒が使用できるよう女子トイレに常備し、トイレ内の置き方については、各学校の状況に応じて決定するよう令和3年5月14日付で各学校に通知している。現在の学校での対応については、保健室で備蓄管理し、児童生徒が必要とした時に、直接、保健室に取りに行くことができるようにしている。全ての学校が必要とするトイレに常備し、急に必要になった場合や保健室に取りに行くことに抵抗を感じる児童生徒が誰にも声をかけることなく使用できるようにしている。トイレの個室に設置することについては、現在、小学校1校、中学校2校において一部の個室に設置している状況となっている。各学校において個室に設置することは個室内の置き場所や管理上の課題等もあるため、今後、各学校と連携を図りながら検討していく。	今後、各学校と連携を図りながら検討していく。	未
R5/3	12	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	5	(1)		要望	習志野高校を含め、トイレの個室に設置することを要望する。	-	各学校と連携を図りながら検討していく。	未
R5/3	12	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	7	(1)		本答弁	7. 全国に広がっている学校給食費の無償化を求める (1) 段階的に中学校3年生全員の無償化を求める 段階的に中学校3年生全員の無償化を求めるがいかがか。	学校給食費の無償化は、日本全国の子ども達が等しく恩恵を受けることが望ましく、国において実施される施策であるものと考えていることから、本年8月に本市を含む県内各市からの要望を受け千葉県市長会から令和6年度当初予算編成に向けた千葉県に対する重点要望事項として学校給食費の無償化について要望した。その主な要望内容としては「無償化の事業の継続には財政的負担が大きくその対応については、各市町村の財政状況等によって地域格差が生じていることから国に対し学校給食費無償化にかかる事業費及び事務費について全額、国の負担により実施するよう働きかけを行うこと」などである。一方、本市においては、これら財源確保と合わせて、その他の教育費の保護者負担に係る実態把握や先進自治体の取り組みを検証し検討を進めていくこととしている。現状においては、学校給食費以外の学校徴収金や副教材費など保護者が負担している費用等について現状や課題の確認を行ったところである。また、学校給食費について、すでに第3子以降無償化以外の取り組みを行っている自治体である浦安市、成田市、松戸市に現在の取り組み状況に加えて実施に至った経緯などを確認した。今後についても、国や県が実施するよう要望していく他、その他の教育費の保護者の負担軽減を含め検討を進めていく。	今後も、無償化について国や県が実施するよう要望していく 他、その他の教育費の保護者の負担軽減を含め検討していく。	済
R5/3	12	荒原 ちえみ	日本共産党	政策経営部	資産管理課	まちづくり について	8	(1)		本答弁	8. 東習志野地区の公共建築物再生計画について (1) 文教ゾーンの再生にかかる変遷について 文教ゾーンの再生にかかる変遷について伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/3	12	荒原 ちえみ	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	8	(1)		再質問1	建物の長寿命化改修工事が行われるのであれば、実花公民館は現在の施設で存続してほしいが、いかがか。	実花公民館の長寿命化改修工事ではなく、実花小学校の長寿命化改修工事であるということはお聞きいただきありがとうございます。実花公民館がある東習志野地区については、令和5年3月の「第2次公共建築物再生計画」中間見直しにおいて、総合教育センター建替に伴う複合化の検討を進めること、前倒しでの建替が位置付けられ、計画予定時期・整備の内容については、令和8年度以降を計画期間とする次期計画に反映することとしている。現在、総合教育センターの複合化については、教育委員会内において必要となる施設の条件や基本的な考え方について整理を行っているところである。今後、基本的な考え方をまとめるにあたっては、現在予定されている施設の長寿命化改修工事の実施時期等も、総合的に勘案する中で、施設機能について、検討していく。	基本的な考え方をまとめるにあたっては、現在予定されている施設の長寿命化改修工事の実施時期等も、総合的に勘案する中で、施設機能について、検討していく。	未

【教育委員会】令和5年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	12	荒原 ちえみ	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	8	(1)		再質問2	施設の複合化にあたり、図書館機能について、閲覧スペースの確保や蔵書冊数の拡充を希望するが、いかがか。	施設複合化に向けての観点としては、第2次公共建築物再生計画に示されている「総量圧縮」「長寿命化」「財源確保」を基本としつつ、令和3年度末に改訂した生涯学習施設改修整備計画において、本市の生涯学習や文化芸術の振興に係る施策の着実な実行のため、適正な施設や機能を確保することとしている。図書館については、「改修・複合化時に閲覧スペース、書庫の拡大や、学習、視聴スペースの確保、バリアフリー対応等の機能向上を図る」旨を明記している。計画に位置付けている、このような観点を踏まえ、課題を整理し、検討を進めていく。	計画に位置付けている観点を踏まえ、課題を整理し、検討を進めていく。	未
R5/3	14	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 給食費無償化について (1) 早期に市独自で給食費無償化の対象を拡大することについて何う	学校給食費の無償化は、日本全国の子ども達が等しく恩恵を受けることが望ましく、国において実施される施策であるものと考えていることから、本年8月に本市を含む県内各市からの要望を受け千葉県市長会から令和6年度当初予算編成に向けた千葉県に対する重点要望事項として学校給食費の無償化について要望した。その主な要望内容としては「無償化の事業の継続には財政的負担が大きくその対応については、各市町村の財政状況等によって地域格差が生じていることから国に対し学校給食費無償化にかかる事業費及び事務費について全額、国の負担により実施するよう働きかけを行うこと」などである。一方、本市においては、これら財源確保と合わせて、その他の教育費の保護者負担に係る実態把握や先進自治体の取り組みを検証し検討を進めていくこととしている。現状においては、学校給食費以外の学校徴収金や副教材費など保護者が負担している費用等について現状や課題の確認を行ったところである。また、学校給食費について、すでに第3子以降無償化以外の取り組みを行っている自治体である浦安市、成田市、松戸市に現在の取り組み状況に加えて実施に至った経緯などを確認した。今後についても、国や県が実施するよう要望していく他、その他の教育費の保護者の負担軽減を含め検討を進めていく。	今後も、無償化について国や県が実施するよう要望していく他、その他の教育費の保護者の負担軽減を含め検討していく。	済
R5/3	14	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		要望	学校給食費無償化は国や県がリーダーシップをもって実施すべきと考えているが、子育て世帯の支援に向けて、国や県の動向を待たず、市が単独で無償化に取り組んでいただきたい。柏市や茨城県の自治体で期限を区切って無償化を実施するところもあるので習志野市でも取り組んでいただきたい。	-	今後も、無償化について国や県が実施するよう要望していく他、その他の教育費の保護者の負担軽減を含め検討していく。	済
R5/3	14	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		本答弁	4. 市の郷土資料館について (1) 市の歴史を展示、掲示する施設がないことについて何う	文化財等の郷土資料は、本市の歴史や文化を理解するために不可欠なものであり、その保存と活用は大変重要であると認識している。そのため、情報及び資料の調査・収集に努め、市史編さん室及び埋蔵文化財調査室を中心として、資料の性質に応じた保存管理を行っている。活用についても、資料の利用依頼や市の歴史に関する問合せなどに積極的に対応しているほか、市庁舎や総合教育センターに展示コーナーを設け、市の歴史を新たな観点から紹介することに努めているところである。また、埋蔵文化財調査室を旧本大久保保衛所跡地に移転する中で、展示スペースを拡充し、令和4年4月から、発掘調査の出土品や民俗資料等の文化財、市の歴史資料の見学を実施している。なお、郷土資料館のような、文化財等の展示機能を持つ施設の整備については、「生涯学習施設改修整備計画」を令和3年度に改訂し、今後の改修整備方針として、「埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、施設の複合化等の際に新たなスペースの確保を図る」旨を明記している。このことから、今後、施設の複合化や、それに伴う未利用施設跡地の活用を検討する際には、文化財等展示施設の整備に向けて関係各課と協議し、これらのスペースの確保に努めていく。	今後、施設の複合化や、それに伴う未利用施設跡地の活用を検討する際には、文化財等展示施設の整備に努めていく。	未
R5/3	14	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		再質問1	「生涯学習施設改修整備計画」は、令和3年度の改定以降は変更はないか。	令和3年度の改定後、変更はない。	-	-
R5/3	14	佐藤 まり	市民の会	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	4	(1)		要望	文化財は温度湿度管理が大変であるため、デジタルで記録し、公開していくという計画もお話いただいた。今後検討をお願いしたい。	-	デジタルでの記録・公開について引き続き検討する。	済
R5/3	15	金子 友之	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		本答弁	1. 前回行った一般質問での要望事項について (2) 通学路の問題点を通報する窓口の周知強化について	本市では、通学路の安全対策として、毎年、通学路安全対策協議会を開催し、市内各小中学校の通学路安全点検を実施するなど、児童生徒が安全に通学できるよう取り組んでいる。また、通学路の改修・改善点については、学校においては、ボランティアによる見守り活動に御尽力いただいている保護者や地域の方から気づいた点を御指摘いただいている。教育委員会においても、まちづくり会議要望を通じて地域からの御意見をいただくとともに、通学路安全点検時に意見を伺っている。こうした地域の皆様の御意見を伺う際の窓口の周知について、令和5年6月定例会で要望をいただいたところである。そこで、広く市民への周知として、新たに、市ホームページの教育委員会のお知らせに通学路の危険箇所、防犯灯・防犯カメラ及び道路の修繕、安全対策の3つの区分によりお気づきの場合の連絡先を掲載した。また、それぞれの学校が発行している学校だよりを通じて保護者に通学路の危険箇所等の連絡先について周知するよう依頼していく。今後も、このような多様な窓口を通じて情報収集を行い、地域・学校・関係機関と連携し、児童生徒の安全確保に努めていく。	通学路の相談窓口について、ホームページでの公開、学校だより掲載について依頼済みである。今後も、多様な窓口を通じて情報収集を行い、地域・学校・関係機関と連携し、児童生徒の安全確保に努めていく。	済
R5/3	15	金子 友之	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 学校図書館の図書購入費について (1) 児童・生徒の一人当たりの予算額について	学校図書館の図書購入費については、文部科学省の定めた基準冊数を整備するために必要な費用を毎年度予算計上している。令和5年度の予算額は、小学校が1千440万8千円、中学校が871万6千円であり、一人当たり小学校が1千590円、中学校が2千144円となる。なお、小中学校全体での一人当たりの予算額は、1千762円である。この予算により、紙の図書購入と今年度開設した学校電子図書館の運用を行うものである。また、図書の基準冊数の充足率は、令和4年度末時点において、小学校で115.9%、中学校で119.1%となっており、国の基準は充分満たしている。	引き続き、基準冊数を満たせるよう予算計上する。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	16	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	政策経営部	総合政策課	都市再開 発について	1	(1)		本答弁	1. 都市政策について (1) JR津田沼駅南口再開発事業の進捗状況について 習志野文化ホールのパイプオルガン再設置に向けたクラウド ファンディングについて伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/3	16	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福 祉関係)	1	(1)		再質問5	現在のパイプオルガンの維持管理費について伺う。	パイプオルガンの維持管理については、年に2回、動作点検や清掃、消耗品の交換、破損箇 所の確認等を実施しており、その費用は、約66万円である。	-	-
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福 祉関係)	1	(1)	①	本答弁	1. 教育行政 (1) 教育格差是正のための学習支援について ① 「地域未来塾」の調査研究について 令和2年第2回定例会での答弁で、地域未来塾について調査研 究していくとのことであったが、進捗について伺う。	地域未来塾は、地域学校協働活動事業の一つとして文部科学省が推奨しており、学習が遅れ がちな中学生などを対象に、放課後、学校などにおいて、退職教員、大学生などの地域住民 の協力やICTの活用により、無料で学習支援を行う事業である。これまでの調査研究におい ては、近隣市の実施状況や類似事業について確認をしてきたが、令和5年9月現在も、浦安市 で地域未来塾が実施されているほかは、近隣の船橋市、市川市、八千代市、千葉市において は、実施されておらず、地域学校協働本部の活動や、放課後子供教室のプログラムにおいて 学習支援を実施している状況である。本市では、本年4月より、全ての市立小中学校におい て、地域学校協働本部を設置した。各校において、地域学校協働活動推進員を中心に、登下 校の見守り、授業支援、体験・交流学習活動、環境整備活動など、児童生徒のための様々な 活動に積極的に取り組んでいただいているが、地域未来塾の実施を予定しているところはない。 今後、全ての推進員で構成される連絡会議の場等において、他市における地域未来塾の 取り組みを紹介するなど、情報の共有を図っていく。なお、本市では、地域学校協働活動以 外の場において、退職校長会に講師を依頼し、総合教育センター等において夏休みの学習教 室等を実施する中で、参加児童から高い満足度を得ている「わくわく学びランド」のほか、 市の生活困窮者自立支援事業における中高生向け学習支援や、民間活動団体による学習支援 の活動が行われている。これらの取り組みにより、地域未来塾の機能は代替できるものと思 えている。このことから、本市の地域学校協働活動事業については、放課後子供教室の全校 設置を優先的に進めていく。	-	-
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1	(2)		本答弁	1 教育行政 (2) 熱中症対策として、学校体育館にエアコン設置について 酷暑により学生の安全確保のためにも、市内すべての小中 学校の体育館にエアコンの早期設置を求める。	小中学校のエアコンについては、令和元年7月に全普通教室へ設置した。その後、令和2年12 月に、国が定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の中で、エアコン 設置について、小中学校の特別教室へ令和5年度までに95%、体育館へ令和17年度までに 95%と中長期目標を設定している。このことから、本市においては、現在、特別教室へのエ アコン設置を体育館に先行して進めている。また、特別教室と体育館へのエアコンの設置手 法等については、本年3月に実施した第2次学校施設再生計画の中間見直しにおいて、特別教 室は、校舎の建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際に設置することとした。また、建替 及び長寿命化改修を行う際には、現在、普通教室にリース方式により設置しているエアコン を取り外し、他の学校の特別教室に移設することとしている。体育館については、特別教室 へのエアコンの設置後に検討することとしている。	体育館へのエアコンの設置につ いては、特別教室への設置が完 了した後の課題として引き続き 検討していく。	済
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1	(2)		再質問1	体育館へは特別教室へのエアコン設置後に検討するとある が、それはいつ頃になるか。	体育館へのエアコンの設置の時期については、令和2年12月に、国が定めた「防災・減災、 国土強靱化のための5か年加速化対策」の中では、特別教室へは令和5年度までに、体育館へ は令和17年度までに、それぞれ95%設置できることとの中長期目標が設定されている。この ことから、本市においては、現在、特別教室へのエアコン設置を先行して進めているところ である。したがって、現段階において、特別教室への設置後となるため、体育館へのエアコン 設置等に係る時期については、明確に答えられない。	体育館へのエアコンの設置につ いては、特別教室への設置が完 了した後の課題として引き続き 検討していく。	済
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1	(2)		要望	体育館は、大規模災害時には地域の避難所にもなる。学校体 育館になるべく早期のエアコン設置を要望する。	-	体育館へのエアコンの設置につ いては、特別教室への設置が完 了した後の課題として引き続き 検討していく。	済
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	都市環境部	道路管理課	交通安全 対策につ いて	1	(3)		本答弁	1. 教育行政 (3) 通学路の安全確保として、「信号機及び横断歩道の設置」 において、前回、6月議会での懸案事項について 令和5年6月定例会にて、習志野警察に要望するとのこと であったが、進捗について伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(3)		再質問4	タワーマンションができる前、教育委員会は安全対策のため 踏切を通らない、マロニエ通りを通る通学路を示していた。 しかし、そうではなく、踏切を通る通学路に変わってしまった。 なぜ、このようになったのか、その経緯を教えてください。	津田沼ザ・タワーの通学指定校については、平成25年度に向山小学校とすることに決定して おり、当時、通学路については、まろにえ橋を南下し、まろにえ橋交差点西側の階段を下り て東福寺前を通る経路を案としていた。その後、津田沼ザ・タワーへの入居時期が判明する 中において改めて通学路について車両通行量や安全面、その他の経路案について確認・検討 を令和元年に行った。令和元年の検討経路としては、1つ目が、現在通学路としている経 路、2つ目が、平成25年に案としていたまろにえ橋を南下し、まろにえ橋交差点西側の階 段を下りて東福寺前を通る経路、3つ目が、同じくまろにえ橋を直進し、谷津2丁目7番付近 の住宅街の中を通る経路の3つである。検討に当たっては、令和元年7月から10月にかけて教 育委員会、学校、PTA、市関係課、警察でそれぞれの経路について、現地の街路状況の調査 を行い、併せて教育委員会において交通量調査を行った。また、同年11月には、通学区域審 議会に報告し、意見を伺ったところである。その後、これら調査結果などを踏まえ、同年12 月に学校と教育委員会で協議を行い、まろにえ橋を通るルートについては、JR津田沼駅に向 かう多くの通勤通学者と対向して歩くことにより、歩行者や自転車と通学する児童との接触 が懸念されることから、現在通学路として指定されているルートの安全性が高いと判断し、校 長が通学路として決定したものである。	-	-

【教育委員会】令和5年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		再質問5	これまでの通学路はどのルートがあり、現在はどのルートを認めているのか。 タワーマンション完成後の令和2年度からの向山小学校の通学路については、「津田沼ザ・タワー」の西側道路を南方向へ進み、谷津1丁目1号公園を通過し、車両も通行する谷津3号踏切手前の交差点を右折する経路としていた。その後「津田沼ザ・タワー」そして「ハウス津田沼」から通学する児童数の増加が見込まれたことから、令和4年度に現在の谷津1丁目1号公園付近のT字路を右折して、奏の杜地区を通り、車止めのある谷津2号踏切を通過する通学路を追加して、現在は2つの経路を通学路としている。	-	-	
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	政策経営部	総合政策課	都市再開発について	4	(1)		本答弁	4. 文化芸術 (1) 習志野文化ホール再建設において、現状の1500席ではなく、1350席にまで減らすのか 新たに建設予定の習志野文化ホールの座席数が既存のものより規模を縮小する理由について伺う。	-	-	
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	4	(1)		再質問1	学校音楽祭や習志野高校のコンサート等においては、入場者数(観客)は、どのような状況になり、満席で入りきれない場合は、どう対応しているのか。 習志野高校吹奏楽部の定期演奏会等のコンサートでは、基本的に事前にチケットを販売しているため、満席で会場に入りきれないということはない。また、市内小・中・高等学校が出演する「ならしの学校音楽祭」においては、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予め来場者を保護者に限定し、事前に把握し、入れ替え制で実施したため、満席で入れないということとはなかった。なお、「コロナ禍」以前については、入場を自由としていたため、満席の場合は、入口で入場を制限する等の対応を実施していた。	-	-	
R5/3	18	木村 孝	民意と歩む会	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	4	(1)		再質問2	入場者数(観客)が最も多く入るものは、どのようなイベントになるのか。 令和4年度の実績における入場者数としては、習志野高校吹奏楽部の定期演奏会等の学校の音楽発表会が最も多く、次に興行の漫談や演歌歌手のコンサート等が多くなっている。	-	-	
R5/3	19	入沢 としゆき	日本共産党	政策経営部	資産管理課	まちづくりについて	3	(1)		本答弁	3. 鷺沼特定土地区画整理事業について (1) 公民館・コミュニティセンターなどの地域活動の場の整備について 6,800人が定住する新たな街が誕生するが、社会教育の場、地域活動の場の整備の計画が無い。文教住宅都市として問題がある。公民館・コミュニティセンターの整備を求めているのか。	-	-	
R5/3	19	入沢 としゆき	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	3	(1)		再質問2	区画整理区域内の人たちはどの施設を利用することになるのか伺う。 公民館等の施設は社会教育の推進のために設置した施設である。全ての公民館を維持していくことが難しくなったことから、平成25年度に策定した「生涯学習施設改修整備計画」において、施設の統廃合を考えるうえで、鉄道や国道などによる交通分断を考慮し、市内を4つのエリアに分けて拠点施設を配置しようと考えた。各施設を中心として半径約2キロメートルの円をひくと、その中に市内全域が収まることとなった。施設の整備については総量圧縮・長寿命化を方針として掲げている。鷺沼地区は、中央公民館や袖ヶ浦公民館など、複数の施設の半径約2キロメートルの円内にほぼ含まれていることから、本地区内への新しい設置は考えていない。	-	-	
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	1	(2)		本答弁	1. 関東大震災と朝鮮人等の虐殺から100年を迎えるにあたって (2) 朝鮮人虐殺だけでなく、陸軍騎兵連隊による亀戸事件も軍郷習志野の歴史的事実として記録・公表し、次世代の歴史教育に生かすことを求める。 歴史的事実の記録・公表については、習志野市の歩んできた歴史全体を見通せる「通史」として「習志野市史」を刊行している。この「習志野市史」及び「新版習志野の今と昔」において、関東大震災時に朝鮮人・中国人を無差別的な襲撃から守る保護の名目で収容したこと、混乱の中で引き出され、惨殺された事件も起こっていることを記述している。一方で、亀戸事件については記載はないが、本市の歴史を語る上では、事実・史実に基づく事柄について、記載していくことは大切なことと認識している。御質問の、陸軍騎兵連隊に関する記録・公表については、市史編さん委員会の意見を伺いながら検討していく。	陸軍騎兵連隊に関する記録・公表については、市史編さん委員会の意見を伺いながら検討していく。	未	
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	1	(2)		再質問1	「習志野市史」が1965年頃までの記述となっているが、改訂、増補はしないのか。 習志野市史は、昭和61年の第2巻からシリーズの刊行を開始し、平成7年に通史編を刊行、平成16年の別編民俗の刊行をもって全4巻、別巻1巻のシリーズを完結している。なお昭和40年代以降の出来事を含めた今後の改訂については、史料の収集及び整理に継続して取り組む中で、児童生徒の学習への活用など多くの市民にとってのわかりやすさといった要素も含め、刊行の方向性を研究し、市史編さん委員会の意見を伺いながら、検討していきたいと考えている。	今後の改訂については、市史編さん委員会の意見を伺いながら、検討していく。	未	
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	1	(2)		再質問2	「習志野市史研究」が第3号で止まっている。第4号以降は出さないのか。 「習志野市史研究」は、平成15年3月に第3号を刊行している。内容は、「ドイツ捕虜収容所特集」と題し、新たな資料の発見に基づき、当時、習志野俘虜収容所に収容されていたカール・ハム氏の日記及びユルゲン・クリューガー氏の回想録の日本語訳の掲載と「ドイツ兵士の見た日本」刊行以降における、その後の調査の経過を編集後記としてまとめたものである。新たな「市史研究」の発刊については、史料収集作業において、新たな発見等があった際に、市史編さん委員会の御意見を伺いながら、研究していく。	新たな「市史研究」の発刊については、史料収集作業において、新たな発見等があった際に、市史編さん委員会の御意見を伺いながら、研究していく。	未	

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	1	(2)		要望	県が刊行する「千葉県の歴史」に、亀戸事件のような県外の歴史でも関連があれば記載されている。市史を改訂・増補される場合や、市史研究の第4号以降を発行する場合には、習志野市外での歴史についても、習志野市にに関連があれば記載していただきたい。また、市史研究第2号や市ホームページの年表には、朝鮮人・中国人の収容所があったことが書かれておらず、軍隊が救助活動をした側面だけが記載されている。歴史の負の側面も記載し、歴史教育に生かしていただきたい。加えて、騎兵連隊や収容所の説明看板についても、朝鮮人殺害や亀戸事件などの負の側面も記載していただきたい。	-	各種要望について、市史や看板等に記載するか検討する。	未
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(1)		本答弁	2. 記録的猛暑と小中学校のエアコン整備について (1) 国が定めた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策は、特別教室へのエアコン整備の目標を「2023年度までに95%」としている。習志野市では大幅に遅れている。児童・生徒の授業や健康への悪影響が心配されるなか、早急な整備を求める。 小中学校のエアコンについては、令和元年7月に全普通教室へ設置した。その後、令和2年12月に国が定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の中で、エアコン設置について、小中学校の特別教室へ令和5年度までに95%、体育館へ令和17年度までに95%と中長期目標を設定している。このことから、本市においては、現在、特別教室へのエアコン設置を体育館に先行して進めているところである。また、特別教室と体育館へのエアコンの設置手法等については、本年3月に実施した第2次学校施設再生計画の中間見直しにおいて、特別教室については、校舎の建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際に設置することとした。また、建替及び長寿命化改修を行う際には、現在、普通教室にリース方式により設置しているエアコンを取り外し、他の学校の特別教室に移設することとしている。体育館については、特別教室へのエアコンの設置後に検討することとしている。	体育館へのエアコンの設置については、特別教室への設置が完了した後の課題として引き続き検討していく。	済	
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(1)		再質問1	特別教室にエアコンが設置されていない小中学校は何校残っているか。 小中学校の特別教室のうち、音楽室とコンピューター室については、すべての学校でエアコンの設置を完了している。また、理科室、図書室などについては、教育長答弁にもあったとおり、建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際に設置するとともに、普通教室にリース方式により設置しているエアコンを取り外し、他の学校の特別教室に移設していく。なお、令和5年度末時点で、特別教室のエアコン設置に至っていない小中学校は、21校である。	-	-	-
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(1)		要望	特別教室についても、給食室についても、早急な設置、前倒しできるものは前倒しての設置を強く要望する。 -	給食室へのエアコンの設置については、引き続き検討していく。	済	
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(2)		本答弁	2. 記録的猛暑と小中学校のエアコン整備について (2) 給食室へのエアコン整備の現状と今後の計画はどうか。 給食室については、火器を使用することから、夏場においては、非常に厳しい暑さの中で給食調理業務に尽力いただいているものと認識している。給食室へのエアコン整備の現状については、小中学校23校のうち給食室を設置している学校は14校で、このうち9校にエアコンを整備しており、5校が未整備となっている。エアコン未整備の5校については、現在、スポットクーラーを1校当たり6台配置し、対応しているところである。今後については、未整備の5校のうち、現在校舎の改築工事中である2校については、令和6年度に完成する新校舎の給食室にエアコンを整備する。また、残りの3校についても、猛暑が来年以降も続くこと想定されることから、食材の衛生管理や職員の健康保持の観点から、エアコンの整備をすべく取り組んでいく。	今後については、未整備の5校のうち、現在校舎の改築工事中である2校については、令和6年度に完成する新校舎の給食室にエアコンを整備する。また、残りの3校についても、猛暑が来年以降も続くこと想定されることから、食材の衛生管理や職員の健康保持の観点から、エアコンの整備をすべく引き続き取り組んでいく。	済	
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(2)		再質問1	給食室にエアコンが整備されれば不要となるスポットクーラーが生じる。これを体育館用に転用してはどうか。 スポットクーラーについては、各小中学校に4台、給食室へのエアコンが未整備の学校には6台を配置している。スポットクーラーは、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として、体育館、給食室などで活用することを目的に配置したものである。現在も、各学校において様々な機会や場所で活用している。体育館においても、すでに各校の実状に応じ、活用している。	引き続きスポットクーラーを体育館で活用していく。	済	
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(2)		要望	スポットクーラーでは焼け石に水かもしれないが、体育館内に少しでも涼める場所を作るために、有効に活用してもらいたい。 -	引き続きスポットクーラーを体育館で活用していく。	済	
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育 について	4	(1)		本答弁	4. 習志野市における自閉症・情緒障がい特別支援学級の現状について (1) 自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置の目的や背景、在籍児童生徒の特性や指導内容を伺う。合わせて、習志野市が「一人あたり週9単位時間以上を学級で指導」とする根拠と今後、文部科学省が「週の授業時数の半分以上を目安として学級で授業」としていることへ対応について伺う。 はじめに、自閉症・情緒障がい特別支援学級は、自閉症等や心理的な要因による選択制か黙等がある児童生徒の障がいによる学習上、または、生活上の困難を主体的に改善することを目的に習志野市の全ての小中学校に設置している。ここで学ぶ児童生徒は、一斉指示を理解することに困難さがあったり、周囲の環境に対してストレスを感じてしまったりする傾向が見られる。そこで、落ち着きを取り戻すことができるよう、児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じた具体的な指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切に指導を行っている。また、自閉症・情緒障がい特別支援学級と通常学級の間では、児童生徒の実態や教育的ニーズに応じて、実施方法を工夫しながら、一部の教科や行事等を共に学習するなど、学校生活の様々な場面で交流及び共同学習も行っている。次に本市の自閉症・情緒障がい特別支援学級が「一人あたり週9単位時間以上を学級で指導すること」と定めたのは令和3年であり、この時点で国及び県において同様の基準は示されていなかった。そこで、基準にしたのが、通級による指導である。通級による指導は、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながらも、一部の授業については、別の教室で障がいの状態等に応じた特別の指導をするものである。通級による指導を受ける場合、授業時数の上限は週8単位時間と国が定めている。この授業時数を参考とし、児童生徒が自閉症・情緒障がい特別支援学級で通級による指導よりも、多くの指導や支援が受けられる授業時間の目安として、週9単位時間以上としたものである。最後に、国が「週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級で授業する」としていることについて、国では、令和4年にこの授業時数を定めている。このことへの対応については、現在も児童生徒の実態や教育的ニーズに応じながら柔軟に対応している。今後も指導状況や児童生徒の発達状況を鑑みながら、対応すべきものととらえている。	今後も、指導状況や児童生徒の指導の状況や、発達状況を鑑みながら対応していく。	済	

【教育委員会】令和5年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告№	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問1	自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の入学式、卒業式、運動会などの学校行事への参加方法は、どのような手続きで決定されたのか。なぜ、学校ごとに違いがあるのか伺う。	学校において、特別な支援を要する児童生徒に対しては、学校行事のねらいと児童生徒一人ひとりの実情を照らし、当該児童生徒と保護者の考えも聞く中で合理的配慮を提供している。学校行事の参加方法を具体的に決めていく手順については、小学校の入学式を例に挙げると、各学校においては、はじめに、入学してくる幼児が在籍している教育機関や利用している支援施設、保護者等から幼児の実情や合理的配慮等について引き継ぎを行う。それをもとに、校内支援委員会等で校長や担任、学年主任など学校行事に関係する職員が情報を共有し、例えば、教室や体育館等での座席の位置、移動経路や移動のタイミング、名前の呼び方や返事の仕方、またその有り無しなど、適切かつ可能な範囲の合理的配慮を検討し、決めている。その上で、合理的配慮の内容については保護者にも伝えている。このような手続きの中で、学校ごとに全ての行事において児童生徒の実情に応じた適切な合理的配慮を考え、学校行事を実施していることから、違いがあるものと考えている。	今後も、指導状況や児童生徒の指導の状況や、発達状況を鑑みながら対応していく。	済
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問2	学校行事への参加方法について手続き上の不備があったとは言えないことは理解する。しかし、学校行事の様々な場面で情緒障がい特別支援学級と通常学級を分離する必要があるのか疑問を感じる場面がある。入学式、卒業式で席を分けて別々に呼ぶ必要があるのか。ある小学校の運動会の会場案内図では、低学年の情緒障がい特別支援学級をまとめて座らせている。競技への参加や応援合戦は通常学級に交じって行っているのに座席を分ける必要はあるのか。適応力の育成を求めるのであれば、入学式、卒業式、運動会などの学校行事への参加を交流学級で実践することは、貴重な学びの機会ではないか。各行事に交流学級で参加可能な児童生徒を支援学級に分離して参加させるのではなく、交流学級で参加させるべきではないか。	自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、学級において一人ひとりの障がいに応じた適切な指導を行うことは必要かつ重要であり、学級での学習を基盤として、交流学習を適切に進めていくことが大切であると考えている。一方で、学校行事は、学習指導要領において学級単位の学びではなく、学校全体や学年を単位として学ぶと定められており、各学校では、自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒も通常学級の児童生徒も垣根のない中で教育活動を行っている。教育委員会としては、学校行事等で、児童生徒が共に学ぶことは望ましい人間関係の形成や協力してより良い学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育成することができると考えている。こうしたことから、すでに答弁したように、学校ごとに全ての行事において、児童生徒の実情に応じた適切な合理的配慮が一層大切であると考えている。また、資料で運動会の座席表ということがあったが、これも学校に応じて、その子においては、座席を決められている方が落ち着いて取り組める、あるいは交流学級で学び、取り組む方が主体的に取り組めるといったような考え方に基づいてのものである。	今後も、指導状況や児童生徒の指導の状況や、発達状況を鑑みながら対応していく。	済
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問3	自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の学校行事への参加は、特別支援学級と交流学級のどちらの学級での単位時間に換算されるのか伺う。	すでに答弁したように、学校行事は、学級単位の学びではなく、学校全体や学年単位とされている。このことから、学校行事については自閉症・情緒障がい特別支援学級、交流学級どちらの授業時数にも含まれるものではない。	-	-
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問4	「週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級で授業する」ことは、児童・生徒の機械的な分断につながり、適応力の育成につながらなくなるのではないかと。今後、教育委員会がどのような姿勢で取り組んでいくのか、見解を伺う。	「週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級で授業する」との対応については、教育長答弁にもあったように、現在も児童生徒の実態や教育的ニーズに応じながら柔軟に対応している。今後も指導状況や児童生徒の発達状況を鑑みながら対応すべきととらえている。	今後も、指導状況や児童生徒の指導の状況や、発達状況を鑑みながら対応していく。	済
R5/3	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		要望	各学校における情緒学級の授業や行事参加等を検討する際には、特別支援教育をコーディネートする職員からの助言を受けべきである。特別支援教育や合理的配慮の管理職の研修をもっとするべきである。特にすべての学校長への研修を強く要望する。また、特担当指導主事からの助言を重視することを求める。学校長への研修では、毎年のように入れ替わる指導課の指導主事では不十分だと思われる。昨年度から、総合教育センターに、過去に管理職を経験した特別支援教育の指導主事が配属されている。こういう人材を大いに活用すべきではないか。	【教育長答弁】 自閉症・情緒障がい特別支援学級に関する指導については課題が多々ある。こうした課題は、本市だけではなく、国からも、従来の学級から、通級指導教室をしっかりと充実させていかなければならないのではないかと議論も出ている。そういった中で、本市の歴史的な経緯として、教室的な指導を行っていたこともあるため、学級を開設した段階でしっかりと対応するべく取り組んでいるところである。今後も御指摘の部分も含めて、しっかりと研究し、児童生徒にとってより良い教育を進めていきたいと考えている。また、様々な部分から教育委員会として総力を挙げて指導してほしいという御要望については、現状においてもできる限りのことを行っており、御指摘のあった部分についても指導しているところである。今後も、より一層充実させていきたいと考えている。	児童生徒にとってより良い教育を行うため、特別支援教育について、今後も研究を進めていく。	済

報告事項(2)

臨時代理の報告について

(習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について)

習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年10月25日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

習志野市教育委員会規則第4号

習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年教育委員会規則第8号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則

平成27年3月26日

教委規則第8号

改正 令和3年6月18日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成26年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 習志野市習志野文化ホール(以下「文化ホール」という。)を使用しようとする者は、使用する日(以下「使用日」という。)の属する月の12月前の初日(地方公共団体その他の習志野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める者にあつては、13月前の15日)から使用日の10日前までに習志野市習志野文化ホール使用許可申請書(別記第1号様式)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する地方公共団体その他の教育委員会が別に定める者は、前項の規定による申請と別に、使用日の属する月の14月前の末日までに、教育委員会に使用日を申し出なければならない。

3 教育委員会は、文化ホールの使用を許可するときは習志野市習志野文化ホール使用許可書(別記第2号様式)を、使用を許可しないときは習志野市習志野文化ホール使用不許可通知書(別記第3号様式)を交付する。

4 前項の規定による使用の許可は、申請の順序によりこれを行う。ただし、申請が同日であるときは、教育委員会が別に定めるところにより市内に活動拠点を有する団体及び市内に住所を有する者を優先するものとする。

(使用の取消し又は変更)

第3条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用を取り消し、又は変更しようとする場合は、速やかに、教育委員会に対し習志野市習志野文化ホール使用取消(変更)承認申請書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

2 文化ホールの使用に係る変更の申請は、使用を開始する日の90日前までに

において、1回に限り行うことができる。

3 教育委員会は、文化ホールの使用の取消し又は変更を承認するときは、習志野市習志野文化ホール使用取消（変更）承認書（別記第5号様式）を交付する。

4 教育委員会は、条例第6条の規定により文化ホールの使用の許可を取り消すときは、習志野市習志野文化ホール使用許可取消通知書（別記第6号様式）を交付する。

5 第3項及び前項の使用許可の取消し等により生じた損害については、教育委員会は其の責を負わない。

（使用期間）

第4条 同一使用者が文化ホールの同一施設を引き続き1週間を超えて使用することはできない。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

（使用料）

第5条 条例第7条第2項の規則で定める日は、条例別表第1項及び別表第2項2に規定する使用料については使用を許可した日から起算して14日が経過する日、条例別表第3項及び別表第4項に規定する使用料については使用した日から起算して14日が経過する日とする。ただし、教育委員会が指定するものについてはこの限りでない。

2 条例第7条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を返還するものとする。

(1) 使用者の責に帰することができない理由によりその使用等が不能となった場合 全額

(2) 使用者が使用を開始する日の90日前までに使用の取消しの申出をし、教育委員会がこれを許可した場合（前号に規定する場合を除く。）既納の使用料（消費税等相当額を除く。）の額に100分の50を乗じて得た額及び既納の使用料に係る消費税等相当額全額

(3) 使用者が使用を開始する日の1日前までに使用の取消しの申出をし、教育委員会がこれを許可した場合（前2号に規定する場合を除く。）既納の使用料（消費税等相当額を除く。）の額に100分の25を乗じて得た額及び既納の使用料に係る消費税等相当額全額

3 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、習志野市習志野文化

ホール使用料還付申請書（別記第7号様式）に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 条例別表第4項の規定に基づき規則で定める附属設備の種類等は、別表のとおりとする。

（資料等の提出）

第6条 映画、演劇、音楽、舞踊その他これに類する催し物をするために文化ホールを使用する者に対し、教育委員会は、プログラム、計画書等の資料をあらかじめ提出させることができる。

（遵守事項）

第7条 使用者及び入場者は、文化ホールにおいて、次の事項を守らなければならない。

- （1） 入場人員は、収容定員を超えないこと。
- （2） あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、又は、喫煙をしないこと。
- （3） 他人の迷惑になる物品、動物の類又は爆発物、刃物その他の危険な物品を持ち込まないこと。
- （4） 建物その他物件をき損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- （5） 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （6） 許可を受けないで、物品の販売等をしないこと。
- （7） 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- （8） 特に許可を受けたもののほか、所定の場所に備えつけた物品を移動しないこと。
- （9） その他職員の指示に違反し、文化ホールの秩序をみだす行為をしないこと。

（入場の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- （1） 前条各号に規定する事項を遵守しない者
- （2） 他人に危害をおよぼし、又は公序良俗に反するおそれがあると認められる者

(3) 監護を必要とする乳幼児、高齢者又は障害者で付添い人のないもの

(4) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第9条 使用者は、文化ホールの施設、附属施設等を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告類の掲示禁止)

第10条 文化ホールにおいては、教育委員会が許可したもののほか、広告その他これに類するものを掲示してはならない。

(保安の責任)

第11条 使用者は、文化ホールを使用している間、入場者の整理、警備及び施設等の使用に伴う保安の責を負うものとする。

(職員の立入り)

第12条 職員は、文化ホールの管理のために必要があるときは、使用中のホール等に立ち入ることができる。

(指定管理者の管理)

第13条 指定管理者が文化ホールの管理を行う場合における第2条から第10条までの規定の適用については、第2条及び第3条第1項から第4項までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第5項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第4条から第6条まで、第8条及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、文化ホールの管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による使用の手続、使用の許可その他必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

附 則（令和 3 年 6 月 1 8 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条第 4 項）

1 舞台関係

名称	内容	本体価格
ピアノ	スタインウェイ（フルコン）	円 11,000
	ヤマハ（フルコン）	5,000
	ヤマハ（セミコン）	4,000
	ヤマハ（アップライト）	2,500
パイプオルガン	ベッケラート社製 49 ストップ （市外居住者が利用する場合）	20,000
	ベッケラート社製 49 ストップ （市内の団体又は市内に住所を 有する者が使用する場合）	10,000
反響板	一式	7,500
オーケストラピット	張出しステージも可	6,500
離壇	全段	7,000
	2 段	5,000
	1 段	3,000
指揮台	譜面台付き	500
譜面台	1 台	100
椅子	1 脚	100
平台	2 尺	150
	3 尺	200
	4 尺	300
	6 尺	400
	変形 1 セット	500
開き足	3 × 6 用又は 4 × 6 用 1 台	100

箱馬	1 個	5 0
ホワイトボード	1 台	2 0 0
姿見	1 台	2 0 0
長机	1 台	2 0 0
所作台	一式	1 2 , 0 0 0
仮花道	鳥屋囲いを含む。	4 , 0 0 0
松羽目・竹羽目	一式	3 , 0 0 0
屏風	1 双 (金、銀又は鳥の子)	2 , 0 0 0
毛せん	1 間 × 5 間	5 0 0
上敷	1 枚	5 0
紗幕	1 枚 (白又は黒)	2 , 0 0 0
ジョーゼット幕	一式	5 , 0 0 0
リノリウム	一式	3 , 0 0 0
長座布団	1 枚	1 5 0
大太鼓	1 個	1 , 0 0 0
演壇	1 台	1 , 0 0 0
司会台	1 台	5 0 0
めくり台	1 台	2 0 0

2 照明関係

名称		内容	本体価格
調光装置		一式	円 5 , 0 0 0
舞台照明	Aセット	地明かり	6 , 0 0 0
	Bセット	5 0 kwまで	9 , 0 0 0
	Cセット	1 0 0 kwまで	1 7 , 0 0 0
	Dセット	1 5 0 kwまで	2 3 , 0 0 0
	Eセット	2 0 0 kwまで	3 0 , 0 0 0
ピンスポット		クセノン 2 kw 1 台	3 , 0 0 0
		ハロゲン 1 kw 1 台	1 , 0 0 0

エフェクトマシン	500wから2kwまで 各1台	1,500
ミラーボール	円又は楕円 各1個	1,500
星球	一式	2,000
スポットライト	500w 1個	100
	750w 1個	200
セット外照明	1kwにつき	300
持込器具電源	1kwにつき	150
FQ	1kw 1個	300
パーライト(N)	500w 1個	300
リクリ	750w 1個	300
ITO	650w 1個	300
ストロボ	250w 2台	1,500
譜面灯	40w 1台	100
ブラックライト	40w 6本	2,000
ストリップライト	3尺当たり	150

3 音響関係

名称	内容	本体価格
場内拡声	一式	円 5,000
周辺機器	一式	1,000
ステージ・スピーカー	一式	1,000
はね返りスピーカー	1台	1,000
マイクロホン	ステレオ 1本	2,500
	コンデンサー 1本	1,500
	ダイナミック 1本	1,000
	ワイヤレス 1本	2,500
テープレコーダー	ステレオ 1台	3,500
	ポータブル 1台	1,500

	カセット 1台	1,500
レコードプレーヤー	1台	1,500
CDR (録音機)	1台	1,500
CDプレーヤー	1台	1,500
MDプレーヤー	1台	1,500
ミキシング卓	1台	1,500
マイクスタンド	大 1台	300
	中 1台	200
	小 1台	100
エレベーター装置	1基	1,000
三点吊り装置	1基	1,000
中継室、映写機室及び技師控室	各1室	2,000
ダイレクト・ボックス	1台	500
持込器具電源	1kwにつき	150
スクリーン	一式	1,000

別 記

第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

年 月 日

宛て

申請者 住所
氏名
電話
F A X

習志野市習志野文化ホール使用許可申請書

下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用者(団体) 住所氏名	住所又は団体の所在地		
	氏名又は団体名及び代表者名		
	電話	F A X	
使用施設	1 ホール 2 パイプオルガン	3 ギャラリー	
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	年 月 日 (曜日) 年 月 日 (曜日)	
催物名			
使用目的 内 容	1 クラシック音楽 2 ポピュラー歌謡 3 オペラバレエ 4 邦楽・邦舞 5 演劇 6 映画 7 演芸 8 集会・大会・発表会 9 リハーサル等	1 絵画 3 書道 5 手芸 7 その他 ()	2 彫刻 4 写真 6 教室
入場方法等	無 料	一般 関係者 招待 整理券	指定席 自由席
	有 料	(入場料) : 円 ~ 円	
		(開場) 1回目 時 分	2回目 時 分
	(開演) 1回目 時 分	2回目 時 分	
	(終演) 1回目 時 分	2回目 時 分	
入場予定人数	1回目 人	2回目 人	
共催・後援			
備 考			

第2号様式（第2条第3項）

第	号
年	月 日

印

申請者 住所
氏名

習志野市習志野文化ホール使用許可書

年 月 日付けで申請のありました習志野文化ホールの使用については、下記のとおり許可します。

記

使用者(団体) 住所氏名	住所又は団体の所在地 氏名又は団体名及び代表者名 電話 F A X	
使用施設	1 ホール 2 パイプオルガン	3 ギャラリー
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	年 月 日 (曜日) 年 月 日 (曜日)
催物名		
使用目的 内 容	1 クラシック音楽 2 ポピュラー歌謡 3 オペラバレエ 4 邦楽・邦舞 5 演劇 6 映画 7 演芸 8 集会・大会・発表会 9 リハーサル等	1 絵画 2 彫刻 3 書道 4 写真 5 手芸 6 教室 7 その他 ()
入場方法等	無 料	一般 関係者 招待 整理券 指定席 自由席
	有 料	(入場料) : 円 ~ 円
	(開場)	1 回目 時 分 2 回目 時 分 (開演) 1 回目 時 分 2 回目 時 分 (終演) 1 回目 時 分 2 回目 時 分
入場予定人数	1 回目 人 2 回目 人	
共催・後援		
備 考		

第3号様式（第2条第3項）

第 号
年 月 日

習志野市習志野文化ホール使用不許可通知書

様

印

年 月 日付けで申請のありました習志野文化ホールの使用については、次の理由により不許可としたので通知します。

1 不許可理由

（教示）

第4号様式（第3条第1項）

年 月 日

宛て

申請者 住所
氏名
電話
F A X

習志野市習志野文化ホール使用 取消承認申請書
変更

下記のとおり使用を 取消し したいので、申請します。

記

許可を受けた年月日及び び 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
催 物 名			
使 用 施 設	1 ホール	2 パイプオルガン	3 ギャラリー
取り消そうとする 理 由 ・ 内 容			
変更しようとする 理 由 ・ 内 容	当初申請日時		変更申請日時
	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分		年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
備 考			

第5号様式（第3条第3項）

第	号
年	月 日

印

申請者 住所
氏名

習志野市習志野文化ホール使用 取消 変更 承認書

年 月 日付けで申請のありました

習志野文化ホールの使用の 取消 変更 については、下記のとおり承認します。

記

許可を受けた年月日及び び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
催 物 名	
使 用 施 設	1 ホール 2 パイプオルガン 3 ギャラリー
取 消 せ たい と する 理 由 ・ 内 容	
変 更 し たい と する 理 由 ・ 内 容	当初申請日時
	変更申請日時
	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
備 考	

第6号様式（第3条第4項）

第 号
年 月 日

様

印

習志野市習志野文化ホール使用許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で許可した習志野文化ホールの使用については、下記の理由により使用許可を取り消します。

記

理 由

（教示）

第7号様式（第5条第3項）

習志野市習志野文化ホール使用料還付申請書			
			年 月 日
習志野市長	宛て		
		申請者 住所	
		氏名	印
次のとおり習志野文化ホール使用料の還付を申請します。			
1	使用料の額	
2	納入期日	
3	理由	

別記第 1 号様式 (第 2 条第 1 項)

(令 3 教委規則 5 ・ 一部改正)

第 2 号様式 (第 2 条第 3 項)

(令 3 教委規則 5 ・ 一部改正)

第 3 号様式 (第 2 条第 3 項)

(令 3 教委規則 5 ・ 一部改正)

第 4 号様式 (第 3 条第 1 項)

第 5 号様式 (第 3 条第 3 項)

第 6 号様式 (第 3 条第 4 項)

第 7 号様式 (第 5 条第 3 項)

議案第25号

指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)

次のとおり指定管理者の指定について、市長に申し入れる。

1. 公の施設の名称

習志野市袖ヶ浦体育館、習志野市東部体育館、習志野市袖ヶ浦テニスコート、習志野市実籾テニスコート、習志野市秋津テニスコート、習志野市秋津サッカー場、習志野市秋津野球場、習志野市茜浜パークゴルフ場、習志野市芝園テニスコート・フットサル場

2. 指定管理者となる団体

千葉県習志野市袖ヶ浦5-1-1

公益財団法人習志野市スポーツ振興協会

理事長 酒井 薫

3. 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年10月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市スポーツ9施設の指定管理者を指定することについて、市長に申し入れるものである。

議案第25号参考資料

指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)

1 指定管理者の概要

- (1) 指定管理者 公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会
- (2) 設立年月日 昭和48年3月20日
- (3) 目的 スポーツ施設の整備拡充とその効果的運営並びにスポーツ振興に関する事業を推進等
- (4) 役員 評議員6名、理事10名、監事2名
- (5) 資本の額 3,000,000円
- (6) 事業実績 習志野市袖ヶ浦体育館等の指定管理者としての管理運営(平成18年4月1日から平成26年3月31日まで)
習志野市茜浜パークゴルフ場の指定管理者としての管理運営(平成21年4月1日から平成26年3月31日まで)
習志野市芝園テニスコート・フットサル場の指定管理者としての管理運営(平成23年10月1日から平成26年3月31日まで)
習志野市スポーツ11施設の指定管理者としての管理運営(平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)
習志野市スポーツ9施設の指定管理者としての管理運営(平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)

2 指定管理者の選定の結果

- (1) 申請者数 3(公募)
- (2) 選定理由

スポーツ施設の設置目的を十分理解し、その目的を実現するため、市民の平等な利用を確保すること、本市のスポーツ施設の管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有していること、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できること、また、専門的知識をもつ職員を配置するとともに、市の要求する職員配置や体制が十分満たされていること、公の施設の管理運営実績が豊富であること等を総合的に勘案し、当該施設の指定管理者の候補者として選定したものである。

議案第26号

令和5年度教育費予算案(12月補正)について

令和5年度教育費予算案(12月補正)について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和5年10月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

令和6年4月からのスポーツ9施設の指定管理者の指定にあたり、債務負担行為を設定することについて、令和5年度12月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

令和5年度教育費予算案(12月補正)説明書

(1)債務負担行為

(単位:千円)

No.	事項 (所管課)	事業概要等	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出予定額		財源内訳				
				期間	金額	期間	金額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	スポーツ9施設指定管理料 (生涯スポーツ課)	<p>(債務負担行為設定理由) スポーツ9施設については、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入している。指定管理期間は5年とし、令和5年度中に基本協定の締結を予定していることから、令和5年度補正予算で債務負担行為を設定する。</p> <p>(事業概要) 債務負担行為設定期間 6年 (令和5年12月から令和11年3月まで) 指定管理期間 5年間 (令和6年4月から令和11年3月まで) 各年度における指定管理料(税込) 令和5年度 0円 令和6年度 169,847,000円 令和7年度 169,847,000円 令和8年度 169,847,000円 令和9年度 169,847,000円 令和10年度 169,847,000円 合計 849,235,000円</p>	委託料 772,032千円に 消費税及び 地方消費税を 加えた額の 範囲内	-	0	令和5年度 ~10年度	849,235	0	0	0	0	849,235

議案第27号

習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のよ
うに制定することについて、市長に申し入れる。

令和5年10月25日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市立向山こども園の設置に伴い、習志野市立向山幼稚園を条例から除く改
正を行うことについて、市長に申し入れるものである。

習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和41年条例第22号)の一部
を次のように改正する。

第2条の表習志野市立向山幼稚園の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和41年条例第22号)新旧対照表

現行	改正後(案)																										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校教育法(昭和22年法律第26条)第2条の規定により本市が設置する幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>習志野市立谷津幼稚園</td> <td>習志野市谷津5丁目1番17号</td> </tr> <tr> <td>習志野市立津田沼幼稚園</td> <td>習志野市本津田沼4丁目5番1号</td> </tr> <tr> <td>習志野市立屋敷幼稚園</td> <td>習志野市屋敷2丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>習志野市立藤崎幼稚園</td> <td>習志野市藤崎4丁目12番1号</td> </tr> <tr> <td>習志野市立大久保東幼稚園</td> <td>習志野市大久保2丁目12番1号</td> </tr> <tr> <td>習志野市立向山幼稚園</td> <td>習志野市谷津2丁目16番32号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	習志野市立谷津幼稚園	習志野市谷津5丁目1番17号	習志野市立津田沼幼稚園	習志野市本津田沼4丁目5番1号	習志野市立屋敷幼稚園	習志野市屋敷2丁目1番1号	習志野市立藤崎幼稚園	習志野市藤崎4丁目12番1号	習志野市立大久保東幼稚園	習志野市大久保2丁目12番1号	習志野市立向山幼稚園	習志野市谷津2丁目16番32号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校教育法(昭和22年法律第26条)第2条の規定により本市が設置する幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>習志野市立谷津幼稚園</td> <td>習志野市谷津5丁目1番17号</td> </tr> <tr> <td>習志野市立津田沼幼稚園</td> <td>習志野市本津田沼4丁目5番1号</td> </tr> <tr> <td>習志野市立屋敷幼稚園</td> <td>習志野市屋敷2丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>習志野市立藤崎幼稚園</td> <td>習志野市藤崎4丁目12番1号</td> </tr> <tr> <td>習志野市立大久保東幼稚園</td> <td>習志野市大久保2丁目12番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">削る</p>	名称	位置	習志野市立谷津幼稚園	習志野市谷津5丁目1番17号	習志野市立津田沼幼稚園	習志野市本津田沼4丁目5番1号	習志野市立屋敷幼稚園	習志野市屋敷2丁目1番1号	習志野市立藤崎幼稚園	習志野市藤崎4丁目12番1号	習志野市立大久保東幼稚園	習志野市大久保2丁目12番1号
名称	位置																										
習志野市立谷津幼稚園	習志野市谷津5丁目1番17号																										
習志野市立津田沼幼稚園	習志野市本津田沼4丁目5番1号																										
習志野市立屋敷幼稚園	習志野市屋敷2丁目1番1号																										
習志野市立藤崎幼稚園	習志野市藤崎4丁目12番1号																										
習志野市立大久保東幼稚園	習志野市大久保2丁目12番1号																										
習志野市立向山幼稚園	習志野市谷津2丁目16番32号																										
名称	位置																										
習志野市立谷津幼稚園	習志野市谷津5丁目1番17号																										
習志野市立津田沼幼稚園	習志野市本津田沼4丁目5番1号																										
習志野市立屋敷幼稚園	習志野市屋敷2丁目1番1号																										
習志野市立藤崎幼稚園	習志野市藤崎4丁目12番1号																										
習志野市立大久保東幼稚園	習志野市大久保2丁目12番1号																										

議案第28号

令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の
制定について

令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針を別記のとおり制定する。

令和5年10月25日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めるものである。

令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針

習志野市教育委員会

令和5年度末及び令和6年度における習志野市立幼稚園の教職員の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行なう。

第1 一般方針

- 1 教育効果を高め、調和的かつ効率的な幼稚園運営が行なわれるように、適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。
- 2 本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする幼稚園運営の充実・適正を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 4 市立幼稚園とこども園及び保育所間の異動を積極的に行い、様々な経験を積むことができる環境とする。

第2 実施事項

- 1 管理職については、幼稚園の教育体制を強化するため、勤務の実績等を検討し、適正配置に努める。
- 2 次の者については、積極的に配置換えを行なう。
 - (1) 同一の幼稚園に原則として5年以上勤務する者
 - (2) 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- 3 同一の幼稚園勤務年数が2年未満の者については、原則として配置換えは行なわない。
- 4 園長の具申及び個人の希望をできるだけ尊重するとともに、全市的視野にたって十分検討し、適正な配置に努める。
- 5 欠員等が生じた場合には、速やかに代替教員を確保するように努める。
- 6 管理監督職勤務上限年齢制に該当する者のうち、公務の運営に著しい支障が生ずることがあると任命権者が認めるとき、当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

習志野市立幼稚園教職員人事異動方針新旧対照表

改正後〈令和5年度末及び令和6年度〉(案)	現行〈令和4年度末及び令和5年度〉
<p>令和5年度末及び令和6年度習志野市立幼稚園教職員人事方針</p> <p>習志野市教育委員会</p> <p>令和5年度末及び令和6年度における習志野市立幼稚園の教職員 の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の 充実強化を期するため、次の方針によって行なう。</p> <p>第1 一般方針 略</p> <p>第2 実施事項 1～5 略</p> <p>6 <u>管理監督職勤務上限年齢制に該当する者のうち、公務の運営 に著しい支障が生ずることがあると任命権者が認めるとき、当 該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま 勤務をさせることができる。</u></p>	<p>令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事方針</p> <p>習志野市教育委員会</p> <p>令和4年度末及び令和5年度における習志野市立幼稚園の教職 員の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の 充実強化を期するため、次の方針によって行なう。</p> <p>第1 一般方針 略</p> <p>第2 実施事項 1～5 略</p> <p>(追加)</p>

議案第29号

令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事
異動方針の制定について

令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針
を別記のように制定する。

令和5年10月25日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提案理由

令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適
正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会と
して異動方針を定めるものである。

令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針

習志野市教育委員会

令和5年度末及び令和6年度における習志野市立小学校、中学校教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。

第1 一般方針

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるよう、適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 千葉県教育委員会の推進する広域人事交流を積極的に推進する。
- 4 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・適正化を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 5 障害のある職員については、障害の特性に十分に配慮しながら積極的な配置に努める。

第2 実施要項

1 適正配置について

- (1) 開かれた学校づくりや異校種間の連携を推進するため、異校種交流を含めた適正配置に努める。
- (2) 全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進する。
- (3) 次の者については、強力に配置換えを行う。
 - ア 同一の学校に永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- (4) 職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がらない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を求める。

2 広域人事について

- (1) 本市教職員構成の現状に立って、広域人事交流を積極的に進める。
- (2) 上記の異動は、他の人事異動及び新規採用に優先してこれを行う。

3 管理職等への登用及び降任について

- (1) 管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視して、人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）に該当する者のうち、管理職として豊富な経験や優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に特例で任用する。
- (3) 管理職の希望による降任を認める。

- 4 人事の更新について
千葉県教育委員会の方針に従って実施する。
- 5 主幹教諭への登用等について
 - (1) 教諭等としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、適任者の登用に努める。
 - (2) 主幹教諭の希望による降任を認める。
- 6 新規採用について
 - (1) 教職員の新規採用にあたっては、優れた教員の確保に努める。
 - (2) 学校規模、教職員構成の実態を考慮して質的均等配置に努める。
- 7 校長の意見具申及び個人の希望について
校長の意見具申及び個人の希望については、本市教育の向上及び、各学校間の質的均等配置を考慮したうえで、それを尊重する。
- 8 幹部職員について
幹部職員については、本市の教育現状を踏まえて、年齢・性別等にとらわれず適材適所の配置換えを積極的に推進する。
- 9 教育委員会事務局との交流について
千葉県教育庁、習志野市教育委員会事務局及び、学校以外の教育関係機関等との人事交流を推進する。
- 10 代替教員の確保について
出産休暇者、育児休業者、療養休暇者、看護休暇者等の代替教員は、日常の教育活動に支障をきたさないようその確保に努める。
- 11 再任用について
 - (1) 千葉県教育委員会「職員の定年等に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。
 - (2) 管理職としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に再任用する。
 - (3) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。
- 12 その他
本要項の運用については、教育委員会が別に定める。

令和5年度末及び令和6年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の変更点

令和5年度末及び令和6年度	令和4年度末及び令和5年度
<p>令和5年度末及び令和6年度における習志野市立小学校、中学校教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。</p> <p>第2 実施要項</p> <p>3 管理職等への登用及び降任について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>管理監督職務上限年齢制（役職定年制）に該当する者のうち、管理職として豊富な経験や優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に特例で任用する。</u></p> <p>(3) <u>管理職の希望による降任を認める。</u></p> <p>11 再任用について</p> <p>(1) <u>千葉県教育委員会「職員の定年等に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>令和4年度末及び令和5年度における習志野市立小学校、中学校教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。</p> <p>第2 実施要項</p> <p>3 管理職等への登用及び降任について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>管理職については、希望による降任を認める。</u></p> <p><u>追加</u></p> <p>11 再任用職員について</p> <p>(1) <u>千葉県教育委員会「職員の再任用に関する条例」の定めるところにより任用された意欲と能力のある人材を配置する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

【参考資料】

令和5年度末及び令和6年度公立学校職員人事異動方針

千葉県教育委員会

令和5年度末及び令和6年度における公立学校職員の人事異動は、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、もって本県教育の一層の振興に資するよう、次の方針によって行う。

第1 一般方針

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるよう、適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、優れた人材を確保し、本県教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 地域間及び学校間の職員の過不足を調整し、学校種、課程の特性に即応する教育体制を強化するため、全県的な視野に立って、広域にわたる計画的な人事を積極的に推進する。
- 4 県費負担教職員の異動に当たっては、市町村教育委員会の内申を尊重し、特に同一市町村内の転任については、その内申に基づいて行うことを原則とする。
- 5 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・適正化を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 6 障害のある職員については、障害の特性に十分に配慮しながら積極的な配置に努める。

第2 実施要項

1 適正配置について

- (1) 開かれた学校づくりや異校種間の連携を推進するため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校間の異動、人事交流及び兼務を含めた適正配置に努める。
- (2) 全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進する。
- (3) 定時制・通信制教育、小規模校教育の振興を図るため、意欲あふれる適任者の配置に努める。また、高等学校においては、学科・課程間の積極的な配置換えを行う。
- (4) 次の者については、強力に配置換えを行う。
 - ア 同一校又は同一市町村に永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- (5) 学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、必要に応じて、主幹教諭を配置する。

(6) 職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がらない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を求める。

2 広域人事について

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校については、職員構成の不均衡を是正し、地域の教育活動の活性化や人材の育成を図るため、教育事務所の管轄区域内の人事異動及び新規採用に優先して、全県的な視野に立って、計画的に配置換えを行う。
- (2) 県立学校については、年齢構成上の不均衡及び同一校勤務の長期化等を是正し、職員構成の適正化を図るため、全県的な視野に立って配置換えを行う。

3 管理職への登用等について

- (1) 大幅交代期を踏まえ、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視し、全県的な視野に立って適任者の積極的な登用に努める。
- (2) 管理職への同一校昇任は、行わないことを原則とする。
- (3) 女性職員の管理職への登用を積極的に推進する。
- (4) 小学校、中学校及び義務教育学校の管理職への登用は、複数の教育事務所管轄区域内の学校等に勤務した経験を有することを原則とする。
- (5) 県立学校の管理職への登用は、複数の学校に勤務した経験を有することを原則とする。
- (6) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）に該当する者のうち、管理職として豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に特例で任用する。
- (7) 管理職の希望による降任を認める。

4 主幹教諭への登用等について

- (1) 教諭等としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、全県的視野に立って適任者の登用に努める。
- (2) 主幹教諭の希望による降任を認める。

5 新規採用職員について

- (1) 児童生徒数の変動等を見通した計画的な採用に努める。
- (2) 全県的な視野に立って地域間及び学校間の均衡を考慮し、配置する。

6 再任用について

- (1) 「職員の定年等に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。
- (2) 管理職としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に再任用する。
- (3) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。

議案第30号

令和5年度末及び令和6年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針
の制定について

令和5年度末及び令和6年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針を別記のよ
うに制定する。

令和5年10月25日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和5年度末及び令和6年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に
実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針
を定めるものである。

令和5年度末及び令和6年度における習志野市立高等学校の人事異動は、県教育委員会の人事異動方針に準じ、本市教育の振興を図り教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。

第1 一般方針

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、優れた人材を確保し、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 県教育委員会の推進する広域人事交流を積極的に進める。
- 4 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・適正化を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者の管理職等へ積極的に登用及び配置に努める。
- 5 障害のある職員については、十分に配慮した人事配置に努める。

第2 実施要項

1 適正配置について

- (1) 開かれた学校づくりや異校種間の連携を推進するため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校それぞれの交流及び兼務を含めた適正配置に努める。
- (2) 全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上できるよう、人材育成に努める。また、学科・課程間の積極的な配置換えを行う。
- (3) 次の者については、強力に配置換えを行う。
 - ア 永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- (4) 学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、必要に応じて、主幹教諭を配置する。

2 人事の更新について

教職員としての適格性に乏しく、勤務に支障のある者については、服務監督に努める。

3 交流人事について

市立学校については、年齢構成上の不均衡及び同一校勤務の長期化等を是正し職員構成の適正化を図るため、県立学校等との配置換えを行う。

4 管理職への登用等について

管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績をより一層重視して人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。

5 主幹教諭の登用等について

教諭等としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、必要に応じて適任者の登用に努める。

6 教育機関等との交流について

教育委員会及びその他の教育機関との人事交流についても積極的に進めるよう努める。

7 代替教員の確保について

産休・育休・事故休者の代替教員の確保については、可能な限り措置できるよう努める。

8 新規採用職員について

年齢構成の均衡を考慮し、計画的な採用に努める。

議案第31号

習志野市いじめ防止対策基本方針の改定について

習志野市いじめ防止対策基本方針について、別記のとおり一部を改定する。

令和5年10月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市いじめ防止基本方針について、いじめ防止、早期発見の環境づくりの一層の推進のため一部を改定するものである。

習志野市いじめ防止基本方針の改定について

習志野市教育委員会
学校教育部指導課

1 改定検討への経緯

平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」第12条では、市町村に対しても「いじめ防止等の推進のための基本的方針を定めるように努めるものとする」と努力義務を規定しており、本市においても平成27年11月に「習志野市いじめ防止基本方針」の策定を行った。この時より現代に至るまでに、児童生徒の抱える課題は多様化、個別化しており教育現場を取り巻く状況に変化が生じている。

このような社会の状況変化を受けて、令和4年12月には文部科学省から生徒指導提要の改訂が公表された。改訂された生徒指導提要(p120)には、「いじめについて法の定義に則り積極的な認知を進めつつ、教職員一人ひとりのいじめ防止のための生徒指導力の向上を図る」とある。また、具体的な取り組みとして、各学校のいじめ防止基本方針の見直しと共有、実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、いじめを生まない環境づくりなどが求められている。

本市においても、いじめ問題は重要な課題であり、多様性を認める人権教育、実効的な組織体制、いじめの未然防止教育、早期発見対応、重大事態に発展させない生徒指導等の対応が求められる。「習志野市いじめ防止基本方針」にも、以上の要素が反映されるよう改定を実施し、本市のいじめ問題対策が適切に行なわれるよう周知していく必要がある。

2 改定内容の概要

- ① 学校いじめ防止基本方針のホームページにおける公表の表記
学校いじめ防止基本方針を保護者、地域へ公表し、方針を共有することを記載。
- ② 脱いじめ傍観者教育の表記
未然防止の観点から、傍観者からいじめを抑止する仲裁者、いじめを告発する相談者が現れるようないじめ防止授業を実施する表記を記載。
- ③ 組織的な情報共有の表記
教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は学校のいじめの防止等の対策のための組織に報告・共有が必要であることを記載。
- ④ 集約担当の位置づけを表記
いじめ防止に対する措置として集約担当を位置づけ、いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱えこまず、集約担当に報告することを表記に追加。
- ⑤ 同種のおいじめの再発防止のための調査結果の公表
重大事態への対処として調査結果の公表を追加する。再発防止のため、公正かつ適切ないじめ指導體制の構築と教育行政の推進に役立てるため、調査結果概要を習志野市ホームページで公表することを記載。

習志野市いじめ防止基本方針（案）



平成27年11月
(令和6年1月改定)

習志野市・習志野市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
	(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
	(2) いじめの定義	1
	(3) いじめの認識	1
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
	(1) いじめの防止	2
	(2) いじめの早期発見	2
	(3) いじめへの対処	2
	(4) 地域や家庭との連携について	2
	(5) 関係機関との連携について	2
3	市・教育委員会が実施すべき施策	2
	(1) 市が実施すべき基本的事項	2
	(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織	2
	(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項	3
	(4) 学校及び学校の教職員の役割	3
	(5) 保護者との連携	4
	(6) 市民との連携	4
4	重大事態への対処	4
	(1) 重大事態を認知した場合の対応	4
	(2) 調査の主体等	5
	(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	5
	<u>(4) 同種のいじめの再発防止のための調査結果の公表</u>	<u>5</u>
5	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	5
	(1) 調査結果等の資料の保存について	5
	(2) 教職員の業務の精選について	5
	(3) 「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて	5

1 はじめに

この方針は、いじめは決して許されるものではないという視点に立ち、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、習志野市（以下「市」という。）・習志野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が取り組む基本的な方向を明らかにするものである。

また、市・教育委員会が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童生徒が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものである。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいく必要がある。

(2) いじめの定義

市・教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり、いじめを定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。」という認識をもつ。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

市・教育委員会は、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組みを通じて「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを通じて具体的な指導を推進する。

(2) いじめの早期発見

年3回の定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉える取り組みと、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取り組みが重要である。

また、教職員をはじめとした、いじめから子供たちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や、市民に向けた啓発等を実施する。

(3) いじめへの対処

児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。

(4) 地域や家庭との連携について

児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図ることが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの未然防止や早期発見の観点からも学校や家庭、教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、法務局など）との連携を図る。

3 市・教育委員会が実施すべき施策

(1) 市が実施すべき基本的事項

- ① 市は市立学校の設置者であることから、市立学校のいじめの防止等に関する施策を積極的に実施する責務を有する。
- ② 市は市立学校以外の学校におけるいじめの防止等に関する施策を補完的に実施することとし、当該学校の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力するものとする。

(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織

- ① 法第14条第1項に規定する、市に設置する組織
「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」において、市立小中学校・市立高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、必要な事項について協議する。
- ② 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関
教育委員会に附属機関を設置し、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行う。

(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項

① 相談体制の充実

教育委員会は、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センター等関係機関による相談体制の充実を図る。

② 情報収集・提供体制の充実

市立小中学校及び市立高等学校において習志野市共通のいじめアンケートを年に3回実施し、その結果を集約した上で、いじめ問題対策連絡協議会・教育委員会会議・校長会議等の場で結果の報告を行い、必要に応じて県教育委員会に情報を提供する。

③ 各学校に対するいじめ防止等の取り組みの推進

各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」の見直しを奨励し、方針に基づいたいじめ防止等の取り組みについて、点検や支援を行う。

また、生徒総会等で「いじめ根絶宣言」を採択する、「イエローリボンキャンペーン」「あいさつ運動」に取り組むなど、各学校の児童会・生徒会が主体となった、いじめ防止の自主的な取り組みを推進する。

(4) 学校及び学校の教職員の役割

学校及び学校の教職員は、保護者・地域・関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要がある。

① 「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の策定

学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、学校ホームページ等で公表することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。

② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う。また、学校にはいじめの防止等の対策のための組織を置く。

③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) 未然防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え法や自校の学校基本方針について学ぶことができる取り組み」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み」その他いじめの予防のための対策として、「道徳や特別活動の中で傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施するなど各学校の実態に応じた取り組み」を推進する。

(イ) 早期発見

教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は学校のいじめの防止等の対策のための組織に報告・共有する必要がある。

保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

(ウ) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、集約担当を位置づけ、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

(5) 保護者との連携

保護者に対して、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には適切に当該児童生徒をいじめから保護し、市・教育委員会・学校が講じるいじめ防止等の措置へ協力するよう働き掛ける。

(6) 市民との連携

市民に対して、児童生徒に対する見守り・児童生徒の交流の機会の確保など、安心して児童生徒が過ごすことができる環境づくりへの協力を働き掛ける。また、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市・教育委員会・学校その他の関係者に情報を提供するよう求める。

4 重大事態への対処

〈重大事態〉

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態を認知した場合の対応

重大事態と認められる場合、学校は、下記の方法で、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

〔市立学校→習志野市教育委員会→市長〕

※教育委員会は、教育事務所を経由して、県教育委員会に情報を提供する。

(2) 調査の主体等

調査は、学校が主体となることが原則であるが、当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒や保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では当該重大事態への対応および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。その場合、教育委員会の附属機関を活用する。

調査結果は、速やかに市長に報告する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市内各学校におけるいじめの重大事態について、市長は、必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校等による調査の結果について再調査を行う。この場合は、児童生徒への心理的な負担や調査の重複の問題等を十分考慮する。

(4) 同種*の*いじめの再発防止のための調査結果の公表

社会全体でいじめ問題を考える契機とし、教育委員会及び学校が当事者として厳しく事実に向き合い公正かつ適切ないじめ指導体制の構築と教育行政の推進に役立てるために、調査結果の概要を習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実施の判断は、教育委員会が別途定めるガイドラインに従い、当該児童生徒及びその保護者の意向を踏まえて決定する。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、それぞれの設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。

(2) 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

学校・教育委員会・関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る。

(3) 「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて

「習志野市いじめ防止基本方針」は、習志野市ホームページ等で公表し、必要があると認められるときは改善のための見直しを実施する。内容に変更があった場合はホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。

習志野市いじめ防止基本方針 新旧対照表

現行	改定後（案）
<p>3 市・教育委員会が実施すべき施策 (4) 学校及び学校の教職員の役割</p> <p>①「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の策定 学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるといふ研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、<u>その成果を</u> 定期的な評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。</p>	<p>3. 市・教育委員会が実施すべき施策 (4) 学校及び学校の教職員の役割</p> <p>①「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の策定 学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるといふ研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、<u>学校ホームページ等で公表することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により、その成果を</u> 定期的な評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。</p>
<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置 (ア) 未然防止 いじめはどの子供にも起こり得るといふ事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え、<u>ることができる</u> <u>取り組み</u>」<u>児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み</u>その他いじめの予防のための対策として、「道徳や特別活動の中で<u>いじめ防止授業を実施する</u> など各学校の実態に応じた取り組み」を推進する。</p>	<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置 (ア) 未然防止 いじめはどの子供にも起こり得るといふ事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え、<u>法や自校の学校基本方針について学ぶ取り組み</u>」<u>児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み</u>その他いじめの予防のための対策として、「道徳や特別活動の中で<u>傍観者の中からいじめを抑制する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施する</u> など各学校の実態に応じた取り組み」を推進する。</p>

<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(イ) 早期発見</p> <p>教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <hr/> <p>保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。</p>	<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(イ) 早期発見</p> <p>教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は学校のいじめの防止等の対策のための組織に報告・共有する必要がある。</p> <p>保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。</p>
<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(ウ) いじめの対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。</p>	<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(ウ) いじめの対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、集約担当を位置づけ、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。</p>
<p>4 重大事態への対処</p> <p>※現行は(1)～(3)まで</p> <p>(4) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>4 重大事態への対処</p> <p>(4) 同種<i>の</i>いじめの再発防止のための調査結果の公表</p> <p><u>社会全体でいじめ問題を考える契機とし、教育委員会及び学校が当事者として厳しく事実に向き合い公正かつ適切ないじめ指導体制の構築と教育行政の推進に役立てるために、調査結果の概要を習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実施の判断は、教育委員会が別途定めるガイドラインに従い、当該児童生徒及びその保護者の意向を踏まえて決定する。</u></p>